

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第8号）

令和6年（2024年）10月28日（月曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 33名

委員長	村松叶啓	副委員長	たけのうち有美
委員	三上洋右	委員	勝木勇人
委員	五十嵐徳美	委員	長内直也
委員	佐々木みつこ	委員	こじまゆみ
委員	藤田稔人	委員	村山拓司
委員	三神英彦	委員	山田洋聡
委員	和田勝也	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	しのだ江里子
委員	林清治	委員	松原淳二
委員	うるしはら直子	委員	おんむら健太郎
委員	定森光	委員	國安政典
委員	前川隆史	委員	丸山秀樹
委員	竹内孝代	委員	熊谷誠一
委員	太田秀子	委員	佐藤綾
委員	吉岡弘子	委員	坂元みちたか
委員	波田大専	委員	成田祐樹
委員	米倉みな子		

開議 午後1時

●村松叶啓委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。三上洋右委員からは遅参する旨、中川委員からは藤田委員と、わたなべ委員からは丸山委員と、池田委員からは佐藤委員と交代する旨、それぞれ届出がありました。

それでは、議事に入ります。

第8款 教育費 第1項 教育委員会費から第9項 学校整備費まで及び第11款 職員費 第1項 職員費中関係分について、一括して質疑を行います。

●熊谷誠一委員 私からは、仮想空間、いわゆるメタバースを活用した不登校支援について、いじめの早期発見、未然防止に係る1人1台端末の

活用について、そして、人間尊重の教育における自治的な活動の推進について、順次、質問させていただきます。

我が会派では、本市における不登校支援の一層の充実が必要であるとの考えの下、これまで機会を捉えて質疑を繰り返してまいりました。

本市においては、相談支援パートナーという有償ボランティアを活用した各学校での支援や教育委員会が設置している教育支援センターの活用など、様々な形で支援がなされております。それらの充実強化についてもこれまで要望してまいりましたが、昨今のIT・デジタル技術の進展、子どもたちを取り巻く環境変化を鑑み、不登校の子どもたちへの支援について、ICTや1人1台端末の活用が非常に有効なものと考えてまいりました。

そして、これまで、令和4年第3回定例市議会決算特別委員会においては、ICTを活用した不登校支援について、今年第1回定例市議会予算特別委員会においては、1人1台端末を活用したいじめ・不登校対策について等と、ICTなどを活用した不登校支援の充実に向け、質疑を重ねてまいりました。

さらに、我が会派において、さきの定例会の代表質問で誰一人取り残されない不登校対策の推進について質問し、山根教育長からは、子どもが自宅で学習支援を受けられるメタバース環境を施行するなど、よりきめ細かな支援に努めているとの答弁をいただいたところでございます。

不登校の子どもが増え続けている現状を踏まえると、これまでの学校内での不登校支援や学校外の居場所である教育支援センターでの支援に加え、ICTを活用した支援の充実に向け、新たに仮想空間、いわゆるメタバースを活用した不登校支援の試行実施を進めていることは評価しております。

私も、本市の教育支援センターのオンラインコースを実際に視察させていただきましたけれども、子どもに丁寧寄り添いながら対応しているスタッフの姿に感銘したところでもございます。

その際、学校から配られた1人1台端末を活用して、その中にある学習アプリの問題に挑戦したり、授業動画を視聴したりしながら、興味・関心に応じた学習に取り組む様子に、改めて、不登校の子どもにとって有用な支援の一つになるのではないかと感じたところでもございます。

そこで、質問でございますが、本市の教育支援センターにおける、いわゆるメタバースを活用した支援の現状と成果についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長　いわゆるメタバースを活用した不登校支援についてお答えいたします。

子どもは、1人1台端末を自宅に持ち帰るなどして、札幌市が導入しているドリルアプリなどを活用した学習に取り組み、オンラインでつながっ

ている支援員が子どもに寄り添った対応をしているところでございます。

これまでのウェブ会議システムを活用した支援から今年度はメタバースを付加した支援へと更新したことにより、現段階でほぼ倍増の50名以上が利用しているところでございます。

学校はもとより、教育支援センター等へも通所できていなかった子どもにとっては、自分の顔を出さずに個別の支援を受けられることなどから、心理的ハードルが下がり、新規利用や継続的な活用といった成果につながったものと捉えているところでございます。

●熊谷誠一委員　1年目のウェブ会議システムを用いたものから、今回、メタバースということで、50名以上が登録され、勉強に励まれているということでございました。

私が実際に視察した際も、自分の分身のキャラクターであるアバターを活用して、スタッフに学習内容を質問したり、話しかけたりしながら、コミュニケーションを取る様子が見られておりました。学び直しも含め、子どものニーズに合わせた支援が行われていることに、改めて、メタバースによる支援の有効性を実感したところでもございます。

また、実際の支援の状況を視察した際、様々な背景を持つ不登校の子どもに対して、柔らかくも温かく受け止めるスタッフがいることに気づき、支援する側の人の関わり方が非常に重要であると感じたところでもございます。

このように、メタバースの環境を用意したことでできる支援の幅が広がっているようにも思いますが、それと同時に支援の課題も見えてきているのではないかと思うところでございます。

そこで、質問ですが、メタバースを活用した支援の課題と今後の方向性についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長　メタバースを活用した支援の課題と今後の方向性についてでございますが、現在、メタバースを活用した支援は週に

3日間の実施にとどまっております、それぞれの子どもの希望にかなう環境にはなっていない状況となっております。

また、不登校状況にあります子どもに寄り添った対応のできる人材の確保は、本事業運営において不可欠でありまして、持続可能な支援体制の構築が最も大きな課題であると認識しております。

今後、メタバースによる支援の効果検証を一層進めまして、子どもが学びたいと思ったときにいつでも学べる環境の充実に向けて取り組んでまいります。

●熊谷誠一委員　メタバースを活用した支援の課題、今後の方向性について理解させていただきました。これからも永続的な支援体制を整えるためにも、ハード面とソフト面の両面からの体制づくりを進めていくことで、不登校児童生徒の選択肢を担保していくことが大切であると思います。

今回のメタバースの活用については、これまで教育支援センターにつながるができなかった子どもに支援の枠組みをつくるものであり、一人一人の子どものニーズに寄り添った支援にもつながるもので、大変有効なものを受け止めております。今回の取組を試行で終わらせることなく、成果と課題をきちんと整理し、本格実施につなげていただきたいと存じます。

その際、今、ご答弁でもありましたけれども、不登校児童生徒に寄り添うことのできるスタッフを安定的に確保できるようにするなど、増え続ける不登校児童生徒が誰一人取り残されない、そういった支援体制の構築をしていただくことを強く要望させていただき、次の質問に移らせていただきます。

次は、いじめの早期発見、未然防止に係る1人1台端末の活用についてお伺いいたします。

札幌市では、昨年度の痛ましい事案を受けて、令和6年4月に札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を改定し、各学校において、いじめの未然防止や早期発見に様々な取組を実施し、いじめ対策の強化を図っているところであることは承

知しております。

そうした取組の一つに、児童生徒の1人1台端末を活用して、健康観察やいじめに関するアンケートを実施することのことが掲げられております。

これまでも、我が会派として、1人1台端末を活用した心の健康観察、教育相談支援システムについて、子どもの見守りや支援の体制の充実につながるものとして、また、子どもの心の小さなSOSを察知し、見逃さず、早期に寄り添い支援につなげることで、子どもが直面する様々な問題の長期化、深刻化を未然に防ぐためにも重要であるとの観点から、SNSを用いた心の健康観察アプリの早期導入の必要性について要望してきたところでもございます。

さきに行われた令和6年3月の予算特別委員会における我が会派からの質問に対しまして、教育委員会から、新年度から全ての学校に導入するアプリを選定し、早期の運用を図るとのご回答があったところです。

SNSを用いた心の健康観察アプリについては、全国でも導入が進んでいるところで、子どもの心や体調の変化を早期発見する取組も進め、成果を出していると伺っており、札幌市として、現在、どの程度学校現場に導入され、どの程度使われ始めているのか、半年たった導入状況が気になるところでもございます。

そこで、質問ですが、現在の心の健康観察アプリの導入状況についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長　現在の心の健康観察アプリの導入状況についてでございますが、児童生徒が毎日の健康状態を入力したり、悩みや不安について相談したいときに知らせたりできるアプリの導入に当たりましては、4月末の札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定を経まして、5月に各学校に対してアプリ導入に関する説明会を実施し、現在、小学校1年生から高等学校3年生までの市立学校に在籍する全ての児童生徒が使用可能な状況となっております。

各学校においては、教育委員会の説明を受けた後、学校いじめ防止対策組織を開催するなどしまして、アプリの活用方法を検討し、児童生徒の実態や各学校の行事等の状況に応じて、1学期間の試験運用を経まして2学期より全校で利用し始めたところです。

現在の活用状況ですが、児童生徒は、原則、休日を除く毎日、各自の心と体の健康状態について4段階で評価した状態を入力し、1か月間など、周期的に自らの心身の調子の変化をグラフでチェックできるようになっております。

学校では、管理職を含む全ての教職員が児童生徒の入力情報を同時に確認できるようになったことや心配な兆候がアラートで知らされることにより、心配される児童生徒の教職員による見逃しを防ぐことにつながっております。

さらに、児童生徒が教職員に相談したいときに、教職員を選び、相談を希望することができるボタンの活用が始まり、自分から教員に直接希望を伝えられない児童生徒の困りや悩みを早期に把握し、相談につなげていくことができるようになっているところでございます。

●熊谷誠一委員 全ての学校がアプリを導入して、日々の健康観察や相談ボタンの運用が始まっているということでございます。しかしながら、アプリの活用においては、児童生徒の心のSOSを把握した後の具体的な支援につなげることが必要でございますが、そもそも導入後に児童生徒が安心して悩みや困りを発信できているのが重要であると考えます。

そこで、次の質問ですが、実際に利用している児童生徒にどのような効果が出ているのか、お伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 実際に利用している児童生徒にどのような効果が出ているのかという問いについてですが、正式運用が始まって2か月ほどとなりますけれども、児童生徒は、毎日の健康観察の蓄積により、グラフ化された心身の調子の変化を見て、自身の心の状態を俯瞰すること

ができ、それによって自らの特徴を自覚できるようになっております。

加えて、学校では、毎日の健康観察でアラートが表示されたり相談ボタンが押されたりした児童生徒に対して教員が声をかけたところ、深刻な悩みを抱えていた事案や成長期における悩みを抱えていた事案があり、どちらも早期に具体的な支援につなげ、事態の深刻化を防ぐことができいております。

また、児童生徒からは、毎日の健康観察を入力しているだけで先生方が自分を見てくれているという安心感があるとか、進路に悩んでいることを自分から言えずにいたことから相談ボタンを押すことで相談につながり、話をする事ができたなどの声が上がっております。

こうした効果は、今後もアプリを使い続けることで、児童生徒にさらに実感されていくものと認識しているところでございます。

●熊谷誠一委員 一定の効果、成果が出ているということでございます。ぜひ、よりよい運用に向けて、児童生徒の反応を生かしていただきたいと思っております。

このたびのアプリ導入に当たり、児童生徒にとって一定の効果が期待できることは分かりましたけれども、全ての生徒にとって有益な取組とするためには、より具体的かつ効果的な活用につなげていく必要があると考えます。

そこで、質問ですけれども、児童生徒のSOSを確実に拾い上げるため、今後のより有効な活用方法についてお伺いいたします。

●喜多山児童生徒担当部長 今後のより有効な活用方法についてでございますが、今年度は、例年、全校で実施している悩みやいじめに関するアンケート調査について、本アプリを用いてアンケートを実施することとしております。

アプリを活用することで、回答結果について複数の教職員が速やかに把握することができるため、いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐことができ、迅速な組織的な対応につな

がるものと思います。

加えて、従来、紙面で行っていたアンケートをアプリで行うことにより、準備や集約、回答結果の共有等、作業の時間を減らすことができ、教職員が児童生徒と向き合う時間を一層増やすことにもつながるものと認識しております。

今後は、アンケートの実施方法についての工夫を図るなど、児童生徒のSOSの見逃しを防ぎ、全ての児童生徒がより安心して学校生活を送ることができるよう、よりよい運用に向けて引き続き取り組んでまいります。

●熊谷誠一委員 子どもにとって、SNSなどのツールはSOSを発信する貴重なツールと現在ではなっていると思います。SNSを相談のきっかけとすることが一層増え続けることが予想されます。その中には深刻な相談も含まれているということを考えると、心の健康アプリをきっかけに、把握した事案において、必要に応じてスムーズかつ的確に専門家につながるができる体制の整備も大切ですので、保健福祉局等、他局とも連携し、しっかりとそういったことを進めていただくよう、まず要望させていただきます。

今後も、アプリを活用した円滑な取組が続くことで、子どものSOSを早期に発見し、寄り添えるよう、引き続き全ての児童生徒が安心して健やかに過ごせるための取組の推進を強く要望させていただいて、この質問を終わらせていただきます。

最後に、人間尊重の教育における自治的な活動の推進についてお伺いいたします。

我が会派では、人間尊重の教育について、多様な人とのつながりを大切にすることや、子ども自身が人間尊重の意識を高めていくことの重要性を主張し、これまで議会議論を重ねてきたところでございます。

教育委員会では、こうしたことを踏まえ、学校や家庭、地域と一体となって、子どもが自他のよさや可能性を実感していけるような取組を進めていくとの答弁があったところでございます。

こうした経緯の中で、これまで本市において人間尊重の教育推進事業の一環として取り組んでいる、さっぽろっ子自治的な活動の柱になるものとして、先月5日、さっぽろっ子サミットを初めて開催したとのことでございます。

さっぽろっ子サミットは、事前の取組として、1人1台端末を活用して市内の小・中学生にアンケートを取り、その結果を基にテーマを決定するとともに、そのテーマに基づき、近隣校の小学生と中学生が意見交換をする取組が進められたと聞いております。

また、当日は、高校生がグループ協議の進行を行うなど、市内の子どもが校種を超えて関わるすばらしい取組であることから、我が会派としては、その成果がどのように表れているか、期待しているところでございます。

そこで、質問ですが、今回開催したさっぽろっ子サミットの成果についてお伺いいたします。

●佐藤学校教育部長 さっぽろっ子サミットの成果についてお答えさせていただきます。

サミットに参加した中学生のアンケートからは、他校との交流が参考になったという回答のほかにも、今後も様々な人と意見を交わす機会を持ちたい、こういった自主的な活動への意欲の高まりが見られたというふうに考えております。

また、協議を進行した高校生からも、よりよい学校生活を目指す熱意を中学生から学んだ、あるいは、対話の場の重要性を再認識したなど、学校や校種の垣根を越えた他者との関わり合いに価値を見出す声が聞かれたところでございます。

教育委員会といたしましては、サミットを通じて、子どもたちが多様な人々と意見を交わし、協働することのよさを実感できたことは大きな成果であったと考えております。

●熊谷誠一委員 さっぽろっ子サミットに参加した子どもたちが充実した時間を過ごすことができたということで、大変うれしく思います。

今回の取組においては、日常で関わるが少ない他校の生徒や、小学生と中学生、また中学生

と高校生など、校種を超えた交流を通じて、多様な人々の思いや願いに触れることができる大変貴重な機会であり、大きな成果を生み出したと認識しているところでございます。

ぜひ、こうしたサミットで見られた、互いに尊重し合い、考えを交わし合うような取組を日頃の教育活動につなげ、一層充実させていってほしいと期待するところでございます。

このサミットで得られた成果をしっかりと今後の自治的な活動に生かし、人間尊重の教育のさらなる充実につなげていただきたいと思います。

そこで、質問ですが、教育委員会として、今後どのように人間尊重の教育を充実させていくつもりか、伺います。

●佐藤学校教育部長 今後の人間尊重の教育にどう取り組んでいくかということかと思えます。

サミットで互いの意見を尊重し合う姿が見られたように、日頃から人々と関わり合う中で、他者と協働することの価値について、子ども自らが理解を深めていくことが人間尊重の教育において大変重要と認識しております。

今後は、子ども同士が各学校の取組を1人1台端末で交流できる仕組みを整えたり、順次、導入を進めておりますコミュニティ・スクールを活用し、子どもが地域の人々とともによりよい学校づくりに向けて対話する場を設けたりするなど、学校や世代を超えた多様な人々との交流を通じて学びを深める取組を進めてまいります。

教育委員会としましては、来年度以降もサミット等の取組を推進しながら、子どもが自他のよさや可能性を一層実感し、自分らしさを発揮できるよう、子どもたちの自治的な活動の充実を図ってまいります。

●熊谷誠一委員 最後に、要望を述べさせていただきます。

これまで、我が会派では、人間尊重の教育が非常に重要であると捉え、その取組を後押しし、見守ってきたつもりでございます。

札幌市における人間尊重の教育には、この人間

尊重教育のガイドラインに書かれておりますけれども、一人一人が自他の生命を尊び、互いにかげがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし云々でございます。そのようになるように、子どもたちの心に自らを大切にし、他の人も大切にするという感覚、また、心が育まれ、大きく成長できるよう、これからも教育委員会にはご尽力いただきますことを心からお願いし、私の全ての質問を終わります。

●佐藤 綾委員 私は、子どもの権利についてと学校統廃合について、2項目の質問をいたします。

初めに、子どもの権利である子どもの意見表明に関わり、学校教育での取組について、伺います。

現在、(仮称)第5次さっぽろ子ども未来プランに基づき、(仮称)第4次札幌市子どもの権利に関する推進計画が検討されているところです。

策定に向け、昨年度、子どもに関する実態意識調査が行われております。その中で、子どもの権利についての認知度と子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、昨年、2023年度で子どもが65.2%、目標値には届かないものの、2018年の調査と比較すると、いずれも子どもは同じ、また、若干上がっていますが、大人は49.2%から37.6%へ特に大きく下がっています。

学校では、子どもの権利そのものについて、子どもたちが年齢に応じて学ぶ中で、それを通じて、大人である教員や保護者も改めて子どもの権利について知る、また、考える機会ともなると感じております。

そこで、お聞きいたします。

教育委員会として、子どもの権利について、子どもはもとより、保護者、教員に対して理解促進や普及啓発を図るためにどのように取り組んできたのか、伺います。

●佐藤学校教育部長 子どもの権利に対する理解促進や普及啓発についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、子どもが自らの権利について正しく学び、互いの権利を尊重し合う態度を育むとともに、大人も子どもの権利について理解を深め、子どもの最善の利益のために考え、支えていくことができるようにすることは重要であると認識しております。

具体的な取組としまして、子どもに対しましては、社会科の授業を中心に子ども未来局が作成しておりますパンフレットなども活用しながら、子どもの権利に関して理解を深める取組を進めてきたところでございます。

また、保護者に対しましては、子どもに寄り添い、伸びを認め、子どもの成長を促していくという本市の学校教育の基本的な考え方を示したリーフレットを毎年配付し、子どもの権利条例の理念を大切にしたい子どもへの関わり方について普及啓発を図ってきております。

さらに、教職員については、新任管理職や初任教师などの研修において、子どもの権利条例とその理念を大切にしたい教育に関して理解を深めるなどの取組を進めてきたところでございます。

●佐藤 綾委員 今、ご答弁にもありました、「みんなで考えよう 子どもの権利!」、こういうものを学校でも配付して、これは教育委員会も一緒に編集協力しているということが書かれています。こうした取組を通じて、やはり親子で話し合う機会にもなっていただきたいですし、教員の研修などもしっかり取り組んで、子どもの権利ということについて深く理解していただいて、広げていただきたいと思っております。

学校の授業で、子どもの権利は、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利の大きく四つを示して、大切にしようとして学んでいます。その参加する権利について、子ども未来局をはじめとして、子ども議会の取組や子ども通信、子どもの権利ニュースを発行して配付するなどお知らせされております。

しかし、昨年の子どものに関する実態意識調査では、職業体験や社会の仕組みを学ぶ体験について

の設問には、十分ではない、特に必要ない、分からないという子どもが合わせて47.5%でした。また、札幌市のまちづくりなど、市政について自分の考えや思いを伝える機会はあるかという問いには、機会はないが29.7%、特にないが22.3%で、分からないを合わせて78.1%でした。

推進計画の素案では、子どもの主体的な参加に加え、子どもが意見を表明し、反映していく取組の促進が必要とされているところです。

そこで、お聞きいたしますが、子どもたちが社会の仕組みを学ぶ授業や子どもの声を学校生活に反映される取組がどのように行われているのか、また、子どもたちが札幌市のまちづくりなど、市政についての意見や思いを伝えることについて教育委員会としてどのようにお考えか、伺います。

●佐藤 学校教育部長 子どもが社会の仕組みを学ぶ授業や子どもが市政などについて意見を述べることについてでございますが、学校では、地域の社会見学や社会人による出前授業、あるいは、社会科における法や決まり、政治経済について学ぶ授業などを通じて、子どもが自分たちの暮らしを支える社会の仕組みについて理解を深める学習を進めているところでございます。

また、教科の学習以外にも、児童会や生徒会を中心とした委員会活動やボランティア活動において、自分たちで意見を出し合い、学校生活や地域をよりよいものにするための取組を実施しております。

市政に意見を伝える機会といたしましては、第2期札幌市教育振興基本計画や札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の策定に関わりまして、子どもから意見を募集し、それぞれ1,000件を超える意見が届いたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、まちづくりやスポーツなど、市の施策に関して子どもが意見を伝える機会も活用しながら、主体的に社会の形成に参画する意欲を育ててまいりたい、このように考えております。

●佐藤 綾委員 今、ご答弁いただきました

キッズコメントで、第2期札幌市教育振興基本計画と札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に1,000件以上の意見が寄せられるということで、私もこれは全部見させていただきました。

いじめの問題では、子どもから相談しやすい環境とはどのようなことなのか、具体的に方針に記述してほしいという意見があり、教育委員会では、その意見を取り入れて方針に追記したことなどの返答が書かれておりました。

また、自分の意見が札幌市の教育の計画や方針に取り入れられるという経験は、将来にも残っていくと思いますし、学校生活や市政やまちづくりについて意見を述べる権利があるという実感へつながるものと感じたところです。

また、いじめの防止等のための基本的な方針の改定案には、キッズコメントが1,151件もありまして、ほかにも、パブリックコメントとキッズコメントを両方行っている場合、キッズコメントのほうが圧倒的に多いという傾向です。1,151件は、市内小・中学校の約1%であり、大人のパブリックコメントで換算すると1万4,000件ほどにもなります。すばらしいと感じております。

今後、学校で子どもが意見を表明する機会について取組を広げていただきたいと思っております。

そして、悩みや困り事に関連してお聞きいたします。

子どもの悩みや困り事の相談相手について、実態調査の中で複数回答で、母親が74.9%、学校の友達や先輩が51.7%、学校の先生は32%でした。一方で、相談しようと思わないと答えた子どものうち、相談しても状況が変わらないと思う、悩みを理解してもらえないと思うというのが、どちらも45.8%で、一番高いものでした。

先ほど、熊谷委員の質疑の中でもこうしたことが子どもたちの声に寄り添うというところから出てきたところでありすけれども、子どもが相談してもどうにもならない、思いを理解してもらえないと諦めを感じているのは、そうした経験があっ

たのではないかと、そのために深く傷ついた経験があるのではないかと想像します。

また、自分のことを理解してくれる人がいないと思う子は13.2%でした。近くに信頼できる大人や友人がいない、相談しても変わらないという諦めを払拭するために、どうしたらよいのだろうかというふうに思っております。しかし、自分ではどうにもできない理不尽なことや困った状況に陥ったとき、どこか話せるところに目を向けてほしいですし、そして、中でも身近である学校で助けられる、受け止めてくれると思うという信頼をつくっていくことが必要ではないかと思うところです。

そこで、お聞きいたしますが、教育委員会としてどのように子どもの相談しやすい体制づくりに努めているのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 子どもが相談しやすい体制づくりについてお答えいたします。

教育委員会が毎年実施しておりますアンケート調査におきましても、いじめられても誰にも相談しないと回答する児童生徒が一定程度いることについては、課題と認識しているところでございます。そのため、学校以外の様々な相談先を分かりやすく記載した相談窓口周知カードを市立の小学校4年生以上の全児童生徒に対して携帯できるカード型にして配付し、いつでも相談できるように努めてきたところです。

また、学校においては、今年度から1人1台端末を活用しまして、担任などの特定の教職員だけではなく、様々な教職員が相談を受けやすい体制を構築してきたところでございます。

引き続き、児童生徒が信頼できる大人に相談することなどにより、相談してよかったと思える経験を積み重ねられるよう、関係機関と連携しながら、児童生徒が安心して相談できる体制づくりに努めてまいります。

●佐藤 綾委員 子どもが相談してよかったと思えるこうした取組がとても大事ななというふうに思っています。キッズコメントの中で、いじめ

アンケートを取っても、本当のことは言わない気がするからアンケートは意味がないと思うという声がありました。教育委員会からの答えは、いろいろな視点からいじめを見つけるようにしているという趣旨の中身でしたけれども、伝えたいという思いが出ている書き方でした。

こうして寄せられた声に応えていることを、学校でもキッズコメント意見集を子どもたちに読んでもらう取組などもいいのではないかと感じたところでした。

子どもの権利については子ども未来局の所管ですが、学校で過ごす子ども時代は大事な時間です。今後も、まちづくりなどの社会のこと、学校のことにも意見を言うことのできる、自分自身の悩み、困り事を相談できると思うことができる、子どもの権利を大切に成長できる取組を広げたいと申し上げまして、この質問を終わります。

次に、学校統廃合に関わり質問をいたします。

まず、学校統廃合を検討する学校配置検討委員会についてお聞きいたします。

現在、豊平区、東区、南区で学校統廃合についての学校配置検討委員会が行われているところです。小学校2校を1校に、3校を2校に、また、小学校2校と中学校1校を統廃合すると、地域によって違いはありますが、各検討委員会での議論は、該当地域にニュースレターとして配付されておりまして、それを見た住民からメールなどで意見が毎回寄せられております。

また、どの地域でも、通学距離が遠くなる心配があるという意見も大変多く寄せられているところでした。

南区では、当初、既存の路線バスを乗り継いで登校する案でしたが、異論が噴出し、現在はスクールバスでの検討が行われています。しかし、道路1本を挟んでスクールバス代が無料と有料に分かれ、バス代を保護者が負担する地域が出るため、統廃合されて遠くなる地域は全て無料でバス通学させるべきではないかなどの声も出ていま

す。

また、学校まで2キロメートルほど遠くなると、通学路の交通の危険性や子どもが犯罪に巻き込まれるおそれ、また、冬に子どもが登下校で通る歩道は除雪がされるのだろうか、通学に利用されるバス路線は除排雪を配慮して行ってくれるのかなど、懸念が出されています。

これまでも、統廃合されて学校まで遠距離となりながら徒歩で通学、また、路線バス通学となっている地域もあります。

学校統廃合について検討委員会が議論した結果は意見書として提出することとなっております。過去に統廃合された地域の検討委員会でも意見書が提出され、それを基に教育委員会で統廃合を決定していますが、その意見書の中には、通学路の安全への配慮や除雪を含めた充実も項目として求められていました。

そこで、お聞きいたしますが、これまでの統廃合でバス通学となっている地域もありますが、冬期に除雪が追いつかず、バスの運行に支障を来し学校に行けなかった、また、授業に遅れたなどの影響は、昨年、何校で何日あったのか、伺います。また、教育委員会から建設局へ統廃合された地域の通学路のバス路線の除排雪について特段の配慮を要請していることはあるのか、伺います。

●池田学校支援担当部長 冬期間の雪によるバス通学への影響と関係部局への除排雪の働きかけについてのご質問でございました。

降雪などによりバスの遅延ですとか運休が通学に与える影響につきましては、統廃合されましたそれぞれの学校ごとの具体的な件数については把握しておりませんが、発生時におきましては、各学校から一斉メールなどを活用して保護者と連絡を取り合っていたところがございます。

バス通学を含めまして天候悪化等の事情で遅刻や欠席となりました児童生徒につきましては、学習や心理面に著しい影響を生じさせないように配慮しております。

また、バス路線を含みます通学路の除排雪についてですが、学校配置検討委員会ですとかスクールゾーン実行委員会におきまして、こちらのほうには建設局も含めまして関係部局が出席しておりますので、それらを交えまして協議を行っているところでございます。

●佐藤 綾委員 私は、バス路線の除排雪のことで質問をしております、そのときには、地域の方にお聞きしましたら、学校からメールが来るのですけれども、既に子どもが出た後に連絡が来る、そして、バス停に行ってから運休していることが分かって、子どもたちが困ってうろうろしていたら、近所の方が見かねて送ってくれる、そういう状況もあるとお聞きしました。これが何日間あったか、昨年は大雪ではなくて平年並みの年でしたけれども、そういうことがあったとお聞きしております。

そして、雪対策室では、スクールゾーンということで、学校周りは新学期前に排雪をしますけれども、特に、統廃合されたということで、そこを重点的にすることはなかなか難しいとお聞きしておりました。

地域の方、検討委員会の委員は、意見書で要望すると市はやってくれるだろうと思っています。ところが、実際は、除排雪のプランに沿って、スクールゾーンや3学期前の学校周りの排雪は行われておりますけれども、特別な配慮はないのです。通学する道路も、幅により歩道の除雪ができない箇所もあって、子どもが通る人数が少ないところは、歩道の除雪もされません。また、バスが運行できず、学校に行けないことがどれほどあったのかということもちゃんとつかんで、検討委員会で参考とするようにお知らせすることも大事ではないか、必要ではないかと申し上げます。

次に、検討委員会の在り方について伺います。

検討委員会には、教育委員会側から、小規模校について、クラス替えができないと切磋琢磨できない、コミュニケーション能力に欠ける、部活動ができないなど、デメリットに標準が当てられ、

また、教員が多くなると業務軽減になるという説明をされております。

しかし、小規模校に通われる保護者から、1クラスしかなくても、学級の中で自分の意見を述べやすい、協調性、協力関係をつくり、異学年交流で低年齢の子への思いやりや一緒に活動が活発化できているという意見もお聞きしております。

また、現役の教員の方からは、小規模校のほうが残業も少なく子どもに向き合えたが、規模が大きい学校のほうが残業が多くなってしまったというお話もお聞きしました。

統廃合の説明がされた地域ごとのオープンハウスでも、小規模校のよさ、メリットのほうが大きいことが市民の声から多数寄せられていました。

数年前に統廃合されて、小さい学校から移った児童が、当時は6年生でしたが、運動不足だと言うので、聞くと、ドッジボールに触る回数も減って、体育も座っている時間ばかりで、運動不足だと言っていたということでした。

現在も、検討委員会のニュースが配付されるたびに、地域住民から、小規模校のよさを生かして残すことはできないのかなどの意見があります。また、統廃合が決まったわけではないはずなのに、学区から検討するのは統合ありきではないかという声も繰り返し寄せられています。

そこで、お聞きいたしますが、検討委員会は、統廃合するかどうかではなく、既に統廃合を前提として進められているという声、統廃合ありきではないかという抗議の意見も少なくありませんが、統廃合を前提としたものではない検討委員会だという認識でよろしいか、伺います。

●池田学校支援担当部長 学校配置検討委員会の件でございますけれども、学校配置検討委員会につきましては、統廃合を前提として進めているものではなく、委員の皆様に対しましても、規模適正化を前提としたものではないということを初回の検討委員会の冒頭に確認した上で協議を開始しているところでございます。

また、検討委員会の開催ごとに作成してござい

すニュースレターにつきましても、規模適正化を前提としないことを明記いたしまして、地域や保護者にも繰り返しお伝えしているところでございます。

●佐藤 綾委員 ニュースレターのほうは、学区の在り方を議論している中では、これで決まったわけではありませんというふうに書かれています。けれども、これは統廃合ありきではないかと地域から繰り返し出されていることですから、まず、学区の割り方がどうかという議論でも、学校規模が小さくても残すほうが子どもたちにとってプラスかどうかという視点も議論するようにしていただくほうが分かりやすいのではないかと思います。統廃合ありきではない、でも、統廃合に向けて方法を検討するという大変矛盾した中身となっていますので、混乱しております。

様々な検討をして、小規模校のメリットを上回るような統廃合のメリットがないという結論に達し、統廃合はしないという意見書となれば受け入れられるということも説明していただきたいと申し上げます。

そして、統廃合における学校規模についてお聞きします。

本市は、小学校のクラスの適正な規模を12学級から24学級としておりますが、国の基準では上限を18学級とされております。現在の基準となる方針の策定に当たっては、1999年8月に教育委員会から諮問を受けた学校適正規模検討懇談会によって、2000年5月に出された答申、意見提言が基になっております。

この当時、18学級以上の学校数は小学校で74校であり34%、中学校は41校で38%を占めておりましたから、18学級までを適正とするには無理がありました。

国の学校教育法施行規則では、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする、そして、地域の実態その他により、特別の事情があるときにはこの限りではないとされており、それにのっとったものと思われま

す。策定当時、統廃合の対象となるのは、小学校で言えば6学級未満となる学校でした。その後、2005年、学校規模適正化に関する基本方針の見直しが行われ、札幌市小中学校適正配置審議会による答申では、基本的に平成12年の札幌市学校適正規模検討懇談会での意見提言を踏襲し、少なくとも小学校12学級以上、中学校で6学級以上が望ましいとされました。それを受けて学校統廃合が加速しました。学校統廃合の第1次、第2次プランを策定し、進めてきたわけです。

また、2017年、再び基本方針の見直しが行われ、審議会において、隣接する学校が小規模校か否かにかかわらず、小学校12学級未満、中学校6学級未満を統廃合の対象とすることが望ましいとされました。

諮問に沿って統廃合を進める議論だけがされる審議会であったため、少子化によって児童生徒数が減少していることを理由としているにもかかわらず、学校の規模自体についての議論はないままでした。

現在、本市の基準が決められた24年前の当時より少子化が進み、学校規模が小さくなっているにもかかわらず、国の基準を上回るままになっておりますので、是正が必要だと思っております。

教育委員会の資料によりますと、現在、統廃合が検討されている旭小学校と豊平小学校は、現状のクラスはそれぞれ合わせるとおよそ22クラスですが、統廃合されると1学級当たりの人数が増えますので、18学級となります。地下鉄駅も近い地域ですので、住民の入れ替わりもあり、マンションが増えるなどがあれば、18学級を超えてしまいます。

東区の栄緑小学校と栄東小学校は11学級と16学級ですが、学年児童数で推計すると、およそ23学級となります。しかし、諸外国で教育が進んだ国々では、小規模校が主流となっており、100人、200人規模です。大きな学校は時代にそぐわないものになっております。大規模になるほど、児童生徒の顔も覚えられなくなる、変化を見逃す

ことも多くなる、トラブルが増える、特別教室、体育館などの使用も制限されるなど、教員の方からもお聞きをするところです。

大規模校のデメリットから見ると、小規模校のほうが子どもの教育環境によい、学力も上がり、先生の働き方にもよいという考えが広がってきております。

そこで、お聞きいたしますが、子どもの学ぶ環境を考えるならば、統廃合を考える際には、せめて新たに統合される学校において、国の基準である18学級の上限を基本と考えるべきですがいかがか、伺います。

●池田学校支援担当部長 統廃合時の学級数の上限についてのご質問でございました。

先ほどのご質問の中でもご紹介いただいておりますけれども、学校教育法施行規則におきましては、12学級以上18学級以下を標準としておりますけれども、地域の実態その他、特別な事情のあるときはこの限りではないとされており、札幌市におきましては、学校適正配置検討懇談会におきまして、小学校の適正な規模を効果的なクラス替えが可能となる1学年当たり3から4学級、全校で18から24学級とすべき旨の提言を受けて、これに沿ってこれまでも進めているところでございます。

これに基づきまして、小学校の適正規模につきましましては、現在も進めているところでございますけれども、この範囲内に収まることを前提に適正規模化の取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

●佐藤 綾委員 東京23区では、ほぼ小・中学校の学級数の上限は18学級です。例えば、板橋区では、今年、基本方針を策定しておりますが、審議会答申で少人数学級にも言及されており、小学校では20人から30人と提言されておりました。

方針では、1学級当たりの人数について明記しないとされたものの、今後、中学校でも35人学級が導入される可能性を考慮する必要があるとまでしております。

本市としても、早急にこの学校の規模、クラス数、少人数学級ということも検討されるべき課題であるということをご指摘させていただきます。

最後に、学校統廃合検討での子どもの意見表明の機会についてお聞きします。

私は、これまで、2021年の4定での代表質問、2022年の予算特別委員会、昨年、2023年の決算特別委員会で、学校統廃合に関わり質問をしてまいりました。

昨年、一部の町内会やPTAの役員だけではなく、検討委員会が設置されてからでも、対象の学校の先生や児童生徒、保護者も含め、住民からの意見を丁寧に関心する必要があるのではないかと質問したところ、答弁では、ニュースレターを配付して、メール等で広く意見をいただく仕組みを整えており、検討委員会でもお知らせするとの説明でした。しかし、子どもの意見を聞く取組については、いずれのときにもお答えがありませんでした。

私は、当事者である子どもの意見を聞くことは大変大事だと思っております。これまで一番影響を受けて、自分たちの身近な学校であるまちづくりにおいて重要なことであるにもかかわらず、子どもの声を聞かず、大人の都合で進められてきました。知り合いの小学生数人に、もし自分の学校が隣の学校と一つになる、今の学校がなくなるという話があったら、子どもの意見を聞いてほしいと思うかと聞いたところ、即答で、思うという声が返ってきました。

統廃合について、キッズコメントの取組を子どもたちの意見を表明する機会として学校で実施してはどうかと思います。そのために、子どもたちに向けて説明会やパネル展も開いていただきたいと思っております。

そこで、質問いたします。

子どもたちに現在の統廃合検討委員会の議論や状況を伝え、子どもの意見を表明する機会をつくり、生かすことは、まちづくりに子どもが携わることとして大変大事だと考えますがいかがか、伺

います。

●池田学校支援担当部長 子どもが意見を表明する機会をつくってはどうかということでございました。

規模適正化の取組につきましては、地域や子どもたちにとっても大きな関心事でありますので、取組に当たりまして子どもたちの意見を聞くことは大変重要であるというふうに認識しております。

学校配置検討委員会には子どもの身近な存在であります保護者や学校関係者も含まれておりまして、その委員を通じまして子どもの意見も多く頂戴しているところでございます。

また、先ほどご紹介いただきましたニュースレターの中でも意見募集を行っておりまして、子どもを含めた地域、保護者の意見を取り入れる仕組みを構築しているところでございます。

今後も、子どもたちのことを第一に考えまして、学校規模適正化の取組を進めてまいりたいと考えております。

●佐藤 綾委員 私は、ニュースレターでいただいた意見も読ませていただきますけれども、子どもが直接メールでくれることはほぼないです。保護者や教員から聞くということを行っていますけれども、子どもに直接説明することや意見をもろうということを実施するお考えはないのでしょうか、伺います。

●池田学校支援担当部長 繰り返しますけれども、学校規模適正化の取組に当たりましては、子どもの意見を聞くということは大変重要なことというふうに思っております。

先ほど、委員から、統廃合の後からでもいろいろな意見を聞いたかどうかというお話もありましたけれども、対象校におきましては、これまでも新たな学習環境に向けまして、準備期間において、教育活動につきまして、子どもたちのアイデアですとか意見を取り入れながら交流事業などを実施するというのもやっておりますし、今後、地域によりましては、学校の統廃合で学校名を決

める取組もしていくことになると思いますので、その際には、子どもたちの意見も聞きながら実施してまいりたいと考えております。

●佐藤 綾委員 私は、学校統廃合の後ではなくて、学校統廃合が決まる前に子どもたちの意見を聞いて取り入れていただきたいということを申し上げております。

2013年当時、統廃合をしようとする学校の地域選定プランで、自分の通う学校の名前があった子どもたちは新聞でそれを知りました。

当時、校長先生は、不安がる子どもたちに、学校がなくなると決まったわけではない、人数が少なくなっているから、これから地域の人とか教育委員会と話し合う場ができたということだよ、だから、みんなは安心して通ってね、楽しい学校生活を送りましようとして説明していました。

そして、教育委員会は、閉校ありきではない、地域の反対を押し切って閉校することはないと住民に公約しながら、約2年、地域住民との話し合いがされ、保護者全員が学校を残してほしいという希望を出していた中で、突然、翌年、廃校になるということをもた新聞で知って、子どもたちは大きなショックを受けました。子どもたちには直接の説明もお知らせもありませんでした。学校統廃合後、子どもたちの学習意欲がとても下がったと保護者の方が話されておりました。

子どもたちが、自分のことなのに勝手に大人で決めないでほしい、そう思うのは当然ではないでしょうか。子どもたちの思いや、実際の学校生活を送っている上での考えを聞くことは重要であり、現在行われている検討に生かすべきと強く求めまして、私の全ての質問を終わります。

●山田洋聡委員 子どもたちの自主的な活動と教育委員会の取組について伺います。

具体的には、先ほど熊谷委員からもありましたが、教育委員会で9月5日に実施されましたさっぽろっ子サミットについて、別の視点からお伺いたします。

令和4年度に子どもたち自身で策定をした、

さっぽろっ子宣言「プラスのまほう」を実現するための取組だというふうに認識しております。

そこで、質問ですが、子どもたちの自主的な活動を推進するに当たり、さっぽろっ子宣言を策定してから、どのような狙いや経緯でさっぽろっ子サミットの開催に至ったのか、伺います。

●佐藤学校教育部長 さっぽろっ子宣言の策定とさっぽろっ子サミットの狙いや経緯についてというご質問だったと思います。

さっぽろっ子宣言につきましては、よりよい学校づくりに向けて、子どもたち自身が主体的に行動する際に何を大切にしていくのかということを取りまとめた全校共通の合い言葉となっております。

この策定に当たりましては、中学校の代表生徒で構成いたします子ども運営委員会が中心となりまして、全ての小・中学生の意見を把握した上で議論を重ね、令和4年度末に全校に示したものでございます。

宣言には、前向きに考え、互いを大切に、個性を認め合い、笑顔があふれる学校にしようという願いが込められておりまして、令和5年度からこれに基づく活動を各学校において推進してきております。

そのような中、令和5年12月には、子ども運営委員会から、自分たちが進めているプラスのまほうに基づく活動を、学校間で交流し、よりよいものにしたいという提案がございました。

教育委員会といたしましては、子どもたち自らが活動の質を高めていくための機会は重要であると考えまして、この提案を後押しし、子ども運営委員会の企画運営によるサミットを今年度初めて実現したものであります。

●山田洋聡委員 子どもたちからの意見を基に、子どもたちの手によって推進することを大切にしているという今年度の子ども運営委員会についても、自ら立候補によって、中学校4校の生徒会事務局の生徒が参加しているということで、私といたしましても、このように子どもたちの主体

性を大切に取組を進めているということには大いに賛同させていただきます。

当日は、私と中川議員が現地に入って状況を確認させていただいたところではあるのですが、中学生とそれを支える高校生、そして、引率の教員の皆さん、保護者、教育委員会の皆様、会場には300名を超える人がいまして、それぞれの考えをグループで話し合っ、意見が尊重されるものから、これとこれは一緒にしたらいいのではないかと融合するというふうに至るものまで、私たち大人では発想が難しいようなことまで、たくさんのアイデアが出ていたというふうに見ていました。

当日は21グループに分かれて話合いの場があったのですが、それを進行する高校生たちが、どうすればスムーズに進行できるのかとか、そういうことを事前にしっかりと準備しているなということが会場を見ていて見て取れたのは、本当にうれしく、たくましく、それを一緒に全員で作り上げている感じをそれぞれが持ちながら時間を過ごしていたということがすごく素晴らしいと思っていました。

私たち大人も、保護者を含めて、生徒たちの邪魔をしない範囲で質問していいということで、私も会場内を自由に動いていろいろ質問をさせていただいて、例えば、雑談部があるといろいろな人とコミュニケーションが取れていいとか、使用されないで空いてしまっている教室を自由に使いたいとか、何のためにという目的を持ったような意見がすごくたくさんあって、全ての意見を、学校内、学校外、あとは、自分たちで解決できるのか、そうではないのか、交流が広がるみたいな、いろいろなテーマに分けて、ブレインストーミングみたいなものを作って、すごく建設的な時間がとても素晴らしいと思いましたが、会場にいて本当にありがたい経験をさせてもらったと思います。

当日、議会の都合的に、会派別勉強会があって、なかなか参加できない議員の皆さんもたくさ

んいたということで、たまたま日にちが重なってしまったと思うのですけれども、先ほど熊谷委員への答弁に来年度以降も実施したいというお話がありますので、ぜひ皆さん、一度見ていただければすごくいいかなというふうに思っております。

このサミットの大切なことは、そもそもさっぽろっ子サミットが何のために実施されているのかということで、当日、子どもたちから生まれた新たな気づきや自分たちの思い、願いを実現しようとする意欲をどう捉えて、どう反映させていくのか、そういうものがなければ、ただやっただけでは全く意味がないというふうに思います。

当日の貴重な体験を基に、自分たちの意見を表現していく過程を大切にすることが子どもの主体性を育むということにつながるというふうに考えます。

そこで、質問ですが、このたびのさっぽろっ子サミットの取組を今後の子どもたちの自主的な活動にどのように生かしていくのか、伺います。

●佐藤学校教育部長 さっぽろっ子サミットの取組を今後どのように生かしていくのかというご質問でございます。

参加しました中学生が、サミットを通じて様々な抱いた思いや願いを自分の学校に広げ、その実現に向けて一歩踏み出していくということが大切であり、今後、教職員の支えの下、生徒会を中心にさらに協議を深めたり、活動につなげたりすることを支援してまいりたいと考えております。

また、子ども運営委員会におきましては、各学校の好事例を表彰し全校に啓発するとともに、年間を通じた活動の成果や課題について振り返り、教職員向けに発表する機会を設けるなど、次年度のよりよい取組について子どもと大人と一緒に考えていく、こういうことを予定してございます。

教育委員会といたしましては、子どもが成し遂げたいことに向けて試行錯誤する経験を重ねる中で、大人の協力も得ながら、自分たちの手で学校生活や地域社会をよりよいものにしようとする力を一層育んでまいりたいというふうに考えて

おります。

●山田洋聡委員 現在の学校を取り巻く環境としましては、私たち大人が義務教育に通っていた時代とは違うということは、恐らく誰もが認めていることではないかというふうに思います。変わってはいけないこともたくさんあると思うのですが、時代の変化とともに、子どもたちの感性や価値観、そして、保護者や教員の皆さんも同じく変わっていくというふうに思います。

子どもたち同士で話し合っ出てきた生の意見というものに私たち大人は純粋に向き合う必要があると思います。今のご答弁で、一緒に話し合っ取り組んでいくということがあったと思いますけれども、ともすれば、大人というのは意見を押しさえつけがちなところもあると思いますので、純粋にしっかり意見を聞きながらやっていくということが大事ではないかと思えます。

子どもたちが伸び伸びと生きられる環境整備にこの機会を最大限に活用していただきたいということをご期待いたしまして、私の質問を終わります。

●定森 光委員 私からは、いじめ対策について、主に組織的な対応の観点から質問をいたします。

本市は、昨年度公表されたいじめの重大事案を受け、このようなことを二度と繰り返さないために、今年4月に札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を改定し、今年度の初めから新たな取組を実施しております。

我が会派では、いじめ防止の取組に実効性を持たせることが大切であると考え、今年3月の予算特別委員会においては、学校が把握したいじめに関する情報の取扱いや組織的な対応について、教育委員会としてどのように取り組んできたかについて伺ってきました。

市からは、国及び市の方針に基づき、学校いじめ対策組織において情報を共有し、対処するよう求めてきたが、いじめ防止対策推進法の趣旨が十分に徹底されず、学校いじめ対策組織を機能させ

ることができなかつた、このことが重大事案を招いた大きな要因であったとの答弁がございました。

今年の10月8日に公表された小学校3年生の性的いじめに関する調査報告書でも、いじめ対策の基本方針で定められている組織的な対応ができていなかったことが指摘されており、この事件自体は今回の新しい対策の前ではありますけれども、本市の体制に問題があったということは真摯に受け止めなければならないのだというふうに思います。

いじめ防止の取組においては、各学校において、教員個人による対応ではなく、確実な組織対応がなされ、いじめを深刻化させないということが大切になります。

そこで、質問ですが、方針の改定を受け、今年度から学校いじめ対策組織としてどのような取組を行っているのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 学校いじめ対策組織としての取組についてのご質問でございました。

学校におきましては、札幌市いじめの防止等のための基本的な方針の改定に伴いまして、学校いじめ防止基本方針を改定し、チーム学校による組織的な対応の徹底を図っているところでございます。

また、改定された方針に基づきまして、学校いじめ対策組織の責任者を学校長と定め、いじめの防止に係る全ての取組は学校長の監督下で行うとともに、対策組織の会議を月に1回の定例で開催するほか、事案が発生した際には速やかに臨時で開催するなど、いじめの問題に実効的に機能するよう、体制を整え対応しております。

いじめの疑いを把握した場合は、教職員が1人で抱え込むことがないように、速やかに対策組織に報告し、新たに対策組織の必須構成員としました養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の意見を踏まえまして、よりきめ細かな組織的な対応を行っている

ところでございます。

●定森 光委員 学校長を責任者として明記し、学校におけるいじめの防止及び早期発見、早期対応に関する措置を組織的に行うとする、そういった体制が強化されたということであります。

いじめ対策組織の会議は月に1回の定例会にするということでもあります。これは、教員個人が気になっていても抱え込むということがないようにするために有効な取組であると思います。会議の場で有効になるためには、しっかり教員がそれぞれ気になっている事案、これは深刻ではないかもしれないと思っても気になっているというときにしっかりと共有し合えるような会議にしていく必要があると思いますので、しっかりといじめの防止に寄与して実効性が担保されるような会議として、会議の質、しっかり意見が出し合える、そういったところも心がけていただきたいと思えます。

さて、いじめ対策の取組は、学校に任せるだけでは当然十分ではありません。学校いじめ対策組織が実効性のある取組をしっかりと行うことができているのか、適切に運用されているのか、そして、時間とともに形骸化していったくないか、このことをしっかり確認していくことが必要となります。そのために、教育委員会として、学校の取組状況を確認し、必要に応じて学校への支援をしていくことが必要であると考えます。

そこで、質問ですが、教育委員会は、札幌市いじめ防止基本方針への理解や学校いじめ対策組織の取組についてどのように学校を支援しているのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 市のいじめ防止基本方針への理解、それから、学校いじめ対策組織の取組への学校に対する教育委員会の支援についてでございますが、全ての教職員がいじめ防止対策推進法や市の方針を理解し、法や方針を踏まえた適切な初期対応ができるよう、経験年数に応じた系統的な研修を実施するとともに、年度当初には、教育委員会が作成しました研修資料を用い

して、全市立学校で校内研修を実施し、いじめへの対応力向上を図っております。

今年度より作成することとした学校のいじめ対策の年間計画に基づく取組につきまして、対策組織の会議の開催状況やアンケート調査、教育相談などの実施状況等を学校からの報告や教育委員会からのヒアリングにより確認するとともに、継続的に指導・助言を行っているところです。

いじめの背景には複雑な状況が絡んでいることから、学校が判断に迷う個別の事案につきましては、定期的に報告を受けまして、教育委員会が積極的に学校と連携し、適切な対応となるよう取り組んでいるところでございます。

●定森 光委員 法への理解や学校いじめ対策組織としての取組について教育委員会として支援をしているということであり、系統的な研修を行ったりもしているということであり、先ほどの対策会議がしっかり開催されているかも確認しているということでありました。こうした教育委員会の取組も時間とともに形骸化することがないようにお願いしたいというふうに思います。

いじめの問題はいろいろな背景があるということから、学校だけで解決することが難しい事案も多くあると思います。いろいろな専門家の力を借りていかなければいけませんし、先ほども挙げた今年公表された新たな重大事案の報告書を見ますと、今回の事案は複数の学校にまたがっていて、また、学校外の民間の活動も関わっているということで、関係者が非常に多岐にわたる事案と言えます。

この事案の報告書では、学校の組織的な対応とともに、教育委員会やスクールカウンセラーを通じて医師や児童相談所の職員や弁護士など、外部の専門家との連携の必要性も指摘されております。いじめによる深刻な事態となるのを未然に防いで早期に対応していくには、学校や教育委員会だけでは対応が困難ないじめの事案もあるわけですので、その対策を進めていく必要もあると考えま

す。

そこで、質問ですが、対応が困難ないじめの事案に対して学校や教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 対応が困難ないじめの事案に対する学校や教育委員会の取組についてでございますが、緊急性や困難性が高いと判断した事案等、対応が困難ないじめの事案につきましては、学校と教育委員会が緊密に連携するとともに、対策組織の構成員となっている専門家に加え、弁護士や警察OBなどの専門家の活用を含めて対応しているところでございます。

また、子どもの支援を担当する部局や関係機関等が参加する札幌市いじめ対策連絡協議会を今年度から複数回開催することとしまして、互いの施策や、現状を共有し、連携を確認するだけでなく、いじめの対応の改善につながるための具体的な協議を行うことといたしました。

児童会館などの学校外でのいじめや、犯罪行為や深刻な人権侵害行為となる疑いのあるいじめにつきましては、方針にて改訂しましたいじめの対応フロー図に基づきまして、警察や関係部局、関係機関等と速やかに連携を図りまして、適切な対応ができるよう努めているところでございます。

いじめは、適切な対応を怠れば、どのようないじめでも深刻化する可能性があるという危機意識を持ちまして、いじめを早期に発見し、適切に対処するよう、様々な専門家や関係機関と連携し、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、適切な対処に取り組んでまいります。

●定森 光委員 様々な専門家、そして、関係機関としっかり連携して対応していくということでもあります。

いじめの防止においては、教員が最も児童と関わりがあるということで、教員が子どものささいな変化を見逃さないということが大切であるということはいふまでもありません。

しかしながら、学校現場も非常に多忙を極めて

おり、教員だけがこの変化に気づけるわけではなく、学校にはいろいろな人たちがいるわけですから、学校にいるいろいろな関係者が子どもの変化に気づけるようにしていく、そして、早期に対応できるということが大事であると思います。

また、学校以外の場でもいじめが発生、発覚するということがあります。こうした学校外の子どもが過ごす場でもいじめを見逃さない、早期に支援をしていく、そのためには、先ほど児童会館というのも出ましたが、子どもが集まる場所であったり、地域の町内会やいろいろな民間団体の人たちとの連携も重要でありますし、いろいろな方々が必ずしも学校に相談するとも限りませんので、児童相談所であったり、こども家庭センターであったり、こうした本市のいろいろな相談機関との連携も強化していくということがいじめ対策には重要であると思います。

学校だけでは対応が困難ないじめの事案も少なくないわけでありますから、教育委員会だけではなくて、本市のいろいろな関係部局、これは子どもに関係する部局に限らず、今回はスポーツクラブなんかもいじめに関わったわけですから、本当に地域のいろいろな子どもが関わる場所で、子どものいじめを早期に発見し、見逃さない、そして、すぐに支援していくということができるようには本市が一丸とならなければいけませんので、ぜひ、町田副市長にリーダーシップを取っていただいて、本市がいじめ対策に一丸となって対策ができるように取り組んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。

●**竹内孝代委員** 私からは、児童生徒の登下校の安全対策、特に見守り体制について質問させていただきます。

現在、秋の交通安全運動が行われているところでありますけれども、児童生徒が安全に登下校をするにはスクールガードの存在が欠かせません。

私の元にはスクールガードの方々から様々な声が寄せられておりまして、特に、スクールガードの人材不足について課題があるというふうに伺っ

ております。

日々、子どもたちの安全のために登下校を見守ってくださっておりますスクールガードの皆さんについては、次第に年齢も上がっていき、本当はまだ続けたいけれども、登下校を見守ることが難しいことも出てきているといったことですか、新しくスクールガードになってくれるような方々も多くはないというふうに聞いております。

このため、登下校の見守り体制が十分ではない状態のエリアもあるのではないかと、また、交通事故から子どもたちを守るためにこうした状況をとて心配しているといったお声を伺ってまいりました。

そこで、まず初めの質問ですが、本市のスクールガードの現状について伺います。

●**喜多山児童生徒担当部長** スクールガードの現状についてのご質問でございました。

主に交差点において登下校時の見守り活動等を行うスクールガードは、国の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を受けまして、札幌市では平成17年から実施しております。

教育委員会では、防犯の専門家として、元警察官をスクールガードリーダーとして委嘱しまして、スクールガードに対して指導・助言を行っているところです。

現在、スクールガードにつきましては、年間200名程度の新規登録を行っておりまして、合計で1,200名程度がそれぞれの担当する地域で活動している現状でございます。

一方で、スクールガードの年齢等のご事情によりまして継続して活動することが難しいということから、年度末には新規登録の200名と同じくらいの辞退者がいることが課題となっております。

●**竹内孝代委員** 現在、1,200名程度のスクールガードの皆様にご活躍いただいておりますが、今の答弁にありますように、200名の方が新規に入られるけれども、同数の方が登録を解除されるという現状が課題であるということでもあります。

学校では、春先の入学時期、新学年の開始時期

と、特に新1年生などに交通事故が多いというふうにも聞いております。このため、今のお話にありましたように、年度の初めに一定人数の人数がスクールガードにご登録いただいているというのは、大変重要でありますし、ありがたく思っております。

しかし一方で、登録者と同じぐらいの方々がお後にお辞めになるということでもありますし、スクールガードを引き受けてくださっている方々からは高齢化による負担感といったお声も伺っております。このままでは活動できるスクールガードが減少するのではないかとこの危機感があります。改善に向けては、学校や地域だけでの努力では難しく、札幌市教育委員会としてぜひとも踏み込んだ取組をお願いしたいと考えております。

そこで、質問させていただきますが、子どもたちの登下校の安全を守るために大切な役割を担われておりますスクールガードをどのように増やしていくお考えか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 スクールガードの増員についてのご質問でございました。

これまで、スクールガードの登録につきましては、年度初めだけではなくて、年間を通じて登録していただけるよう、1年間を6期に分けて登録機会を増やしているところです。

しかしながら、新規募集の周知につきましては、現在、年度初めの1回のみとなっていることから、今後は、周知の機会を増やすなどしましてスクールガードの増員に努めてまいります。

また、スクールガードの活動や役割等につきまして記載した募集チラシ等を新たに作成しまして保護者や地域へ配布するなどして、地域における交通安全や防犯に対する意識を一層高めまして、登下校時の児童生徒の安全確保に努めてまいります。

●竹内孝代委員 スクールガード増員に向けて、新たな取組を含めて対応して下さるということですので、ぜひともよろしく願いいたします。

このスクールガードについては、地域の交通安全だけではなく、防犯など、広く安全に寄与して下さる貴重な存在だと思っております。特に、昨今では、これまでにないような自然災害が増加していることに加えて、ミサイル落下なども朝の登校時にアラームが鳴るといったことが起きた経験もありました。こうした場合、内閣官房が実施する全国瞬時警報システム、通称Jアラートが鳴るといったこととなります。

実際、札幌でも朝の登校の時間にこうしたアラームが鳴ったという経験をしておりますが、スマートフォンを持たないような児童生徒にとっては、登下校中にこうした警報が鳴った場合の対応ということも心配されております。

道内の自治体では、室外の拡声器を設置して緊急警報を子どもに直接知らせる体制を取っているところもありますが、広大な札幌市ではこうした取組はなかなか困難であるということも理解しております。

学校や家庭以外の戸外で緊急警報が鳴った場合、急な自然災害が発生した場合、どのように子どもの安全を守っていく対応をしていくのか、こうしたことを明確にしておく必要があるというふうに考えます。

そこで、質問ですが、登下校時の児童生徒に対する学校におけるJアラートの対応についてどのように考えているのか、伺います。

●喜多山児童生徒担当部長 登下校時の児童生徒に対する学校における通称Jアラートの対応についてでございますが、児童生徒の登下校につきましては、通学距離に応じて家庭を出る時間がそれぞれ異なることから、情報の受信時には様々な場面や状況が想定されるため、そのときの状況に応じて行動することが求められます。

このため、学校においては、児童生徒が自身の安全を確保する行動が取れるよう、学校安全計画に基づきまして、避難訓練や緊急時対応訓練などにおきまして繰り返し指導しているところです。

あわせて、それぞれの家庭の状況に応じた避難

行動ができますよう、家庭で事前に確認するように児童生徒に指導しているところです。

現在、札幌市においては、中学校区を基本とする小学校と中学校がパートナー校として小中一貫した教育に取り組んでいることから、今後は、パートナー校同士が地域の小・中学生向けまして、一体となって緊急時の対応ができるようにするなど、小・中学校が連携して地域の児童生徒の安全確保に取り組むよう働きかけてまいります。

●**竹内孝代委員** 当然、自分自身の命を守るように家庭や学校での事前指導が大切だということは十分承知をしております。それに加えて、今お話がありましたように、中学校、小学校のパートナー連携ということにも取り組んでいきたいということでありました。よろしく願いいたします。

児童生徒がスマホを持っていない場合、登下校時に持っていませんので、そもそもJアラートに気づくことすら難しいという状況も想定されます。そうした意味では、こうしたスクールガードの増員というのは、このような児童生徒に気づかせていく上でも重要ではないかなというふうに改めて感じております。

ぜひとも、子どもたちの安全を守るための体制強化として、スクールガードの増員、また、今お話がありました中学校、小学校のパートナー連携にご尽力いただくようお願いを申し上げます。

加えて申し上げますと、私ども議員の元には、スクールガードの方々をはじめ、学校関係者や地域の方々から、通学路で危険だと思われるような道路や交通に係る改善要望をいただくことがあります。道警、札幌市など関係機関と連携して改善していくわけですが、例えば手押し信号を設置してほしいということもあります。

ただ、こうしたものの中には、どんどん改善していったって、札幌市のホームページでもしっかりと報告をいただいている改善の事例もたくさんあることは十分承知しておりますが、中には、長きにわたって地域、学校、スクールガードの皆さんが

要望しても、北海道からは予算の問題から改善がなかなかできないと、こうしたものもあるわけがあります。

実際に、学校や地域から道警に要望書を出しても10年ぐらい進展しなくて困っているという案件がありまして、実際に見ましたら、先ほど申し上げたようなスクールガードがいなくて交通量が多くて道路を渡れない、そうしたところに手押し信号を設置したいという要望でございました。

早速、私も要望を出させていただきましたけれども、今回の質問を通じて一つお願いしたいことは、例えば、こうした道警に対するような地域からの要望活動は、地域、学校、スクールガードの皆様だけに任せるのではなく、改善されずに長きにわたって困っているようなものの中で特に重要だと考えられるような案件については札幌市教育委員会として要望するとか、そういうような一歩踏み込んだ取組も必要なのではないかというふうに思っております。

山根教育長、こういうことが可能かどうかを含めて、一度、ご検討いただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

児童生徒の登下校の安全を守る取組の強化・充実を求めまして、質問を終わります。

●**太田秀子委員** 私からは、2項目、高等学校等生徒通学交通費助成についてと大規模校の適正化について質問いたします。

最初に、高等学校等生徒通学交通費助成についてです。

この交通費助成は、2018年に制度設計されました。当時は、自宅から札幌市内の高校などへ通う場合、大半の生徒は、均一運賃区間のバス一本と地下鉄の乗り継ぎで通学することができるとして、この場合の通学定期券の最高額を考慮し、1万3,000円を補助基準と決めて、その基準額を超える分の半額を助成するというものです。

制度開始の2018年に583人だった利用者は、その後、640人、734人と増え、決算額も2018年は約1,630万円、2019年は約1,900万円、途中減少はし

たものの、2023年は約1,980万円となっています。

利用者や決算額の経緯を見ますと、保護者、生徒に喜ばれ、活用されている制度であることがよく分かります。

この事業は、長期的な目的を、通学交通費の負担を軽減することにより、市内に居住する高校進学者が通学交通費の負担を理由に進路選択の幅を狭めることを防ぐとしています。代表質問でも述べましたけれども、現在、市民の暮らしは大変です。

2022年と2023年を比較しますと、市民所得は平均で10万円弱増えたものの、社会保険料などの非消費支出が10万円強増えています。本来、税などを払った後の可処分所得が物価高騰を上回らない限り、生活は苦しいままです。

そして、今月、北海道新聞にも、節約を重ねて教育費を捻出するが限度がある、家計支出の大半は食べ盛りの子どもの食費と教育費が占め、物価高騰が家計を圧迫する、このような保護者の声が報道されていました。

困窮世帯とありましたけれども、そこに限らず、教育に係る費用は大きな負担があると聞いているところです。

何をおいても子どもに係る費用は優先したいと思っていますけれども、できない、限界というところまできています。

このような情勢の中で、市民のニーズがある施策を拡充することで子育て世帯への支援を広げることが求められているのではないのでしょうか。

2018年は、均一運賃区間のバス一本と地下鉄の乗り継ぎで1万3,690円と試算していました。しかし、本市のホームページにあります、今年申請される方へのお知らせでは、同じ利用交通機関の定期券は1万4,400円となっています。基準額1万3,000円を超える半額助成としては1か月345円から700円になっていることは承知しておりますけれども、保護者の負担も増えて家計を直撃しています。ですから、本市の高等学校等生徒通学交

通費助成が、市民に喜ばれ、利用されているのだと確信いたします。

ここで、1点目の質問をいたします。

基準額を超えた分の半額補助を改め、一人一人の補助単価を上げるべきではないかと思いますがいかがか、伺います。

●佐藤学校教育部長 基準額の見直しについてというご質問かと思えます。

高校生の交通費助成につきましては、未来を担う人材を育成するという趣旨で実施しておりまして、政令指定都市では、本市と神戸市に限られる手厚い取組というふうになってございます。

近年、公共交通の運賃の上昇に伴いまして、本助成における対象者と補助実績は共に増加傾向にありますけれども、制度の趣旨を踏まえ、教育委員会としましては、当初からの基準額を維持してきたところでございます。その見直しにつきましては、今後も、制度の趣旨や助成の実績、交通費の状況などを見据えながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 ぜひ検討していただきたいと思えます。

やはり、必要な予算として増額要望をしていただきたい。今の答弁にもありましたけれども、この制度について、将来を担う人材育成、子育て支援に資することを目的として高校生などへの通学費助成を行っているとは本市はこの制度について言っておりますので、やはり、この目的に照らして、予算が必要な分は増やして補助単価を上げていただく検討をしていただけますように要望いたします。

この制度は、インターネットで申請ができ、冬期のみなどの利用も可能、年度末に一括支給けれども、希望者には10月の支払いも可能など、利用者に寄り添った取組であることはとてもうれしく思っております。

一方で、先ほどのホームページにあるお知らせには、四つのパターン、例えば、バスと地下鉄の定期、バスのみ3か月の定期を買っているなど、

四つのパターンの助成金額の計算例が載っているのですけれども、実際にかかっている定期代に対する補助率に差があることが分かります。4.38%、4.8%、5.3%、13%という違いがあります。

2021年に質問をしたときにも私は申しあげましたけれども、これは基準額を超える分の2分の1の助成であることにより、助成率に差が出る制度となっているのです。利用する世帯が平等に助成を受けられることが大事であると考えています。

制度が開始されて6年になります。前回の質問でも、利用者の声を聞くなど検証してほしいということをお求めたところです。

そこで、質問いたしますけれども、よりよい制度にするため、まずは利用者の意見を聞くべきではないかと思いますが、どのようにお考えか、伺います。

●佐藤学校教育部長 利用者の意見を把握するというところのご質問かと思えます。

この制度については、広報さっぽろのほか、リーフレットやバスでの車内放送に加えて、SNSでの発信など、広く周知するように努めてきたところでございます。

今後とも、そうした機会を通じて市民の皆様からご意見が寄せられた場合には、検討の参考にしてまいりたいと考えております。

●太田秀子委員 私がやってほしいと思うのは、このことに対して、皆さんは使ってみてどうですかとか、使っていない方はどうしてですかとか、こちらから積極的に聞いていただきたいと思っているわけです。周知を広くしていただいていることも存じ上げておりますけれども、ぜひ、積極的にご意見を聞いて、改善ができればと思います。

そして、念のために申し上げますけれども、制度開始のときから1万3,000円を基準としていますが、先ほどから言っておりますように、交通費が高騰しています。ですから、それをもって基準額を高くしていくとか、助成率を一律にするけれ

ども、それを引き下げるとか、そのようなことはもちろんですけれどもやっていただきたいくありませんし、市民も認めるわけにはいかないと思います。

制度の目的に沿って、よりよい制度にしていただくように求めまして、この質問は終わります。

次は、大規模校の適正化について質問いたします。

私は、2年前の決算特別委員会でも、大規模校、特に、東区の札幌地区の大規模校について質問をしてきました。

全国の大規模校改善の経験をいろいろ見てみましたが、過去にプレハブの教室を設置したというところもありました。それがいいのかどうか分かりませんが、大規模校の適正化はもう待たないというところまで来ています。

私は、地域の公共施設、公園などの活用ですか、民間の皆さんにもご協力いただくとか、広く検討はできないものかと思っています。他部局とも連携して大規模校の解消を図っていただきたい、そういう思いを込めて質問いたします。

小・中学校は、子どもにとって1日の大半を過ごす、そして、大事な成長期を過ごす場所です。札幌市教育委員会では、2018年に改定した札幌市立小中学校の学校規模適正化に関する基本方針において、小・中学校について、小学校では通常学級18学級から24学級、中学校では12学級から18学級を適正規模と定め、現在、市内各地区において小規模校を対象とした学校規模適正化の取組を進めています。

ここで、質問いたします。

学校規模適正化の基本方針に基づく取組は、小規模校に力点が置かれ統廃合を進めており、基本方針には大規模校については明記もされておられません。大規模校は適正化していく対象ではないという捉えでいいのかどうかを伺います。

●池田学校支援担当部長 学校規模適正化に関する基本方針における大規模校の位置づけについてでございます。

学校規模適正化の基本方針につきましては、札幌市におきまして、少子化による児童生徒の減少が続く傾向でございますことから、それを踏まえまして、主として小規模校の教育環境の向上に軸足を置いたものでございます。

一方で、基本方針でも、特別教室の利用や学校行事の実施に影響する場合もあるなど、大規模校の課題についても触れておりますとおり、取組方針として明記しておりませんが、大規模校を含めました全ての学校が適正規模になることが望ましいと考えているところでございます。

●太田秀子委員 大規模校も含めて適正規模が望ましいということでありました。しかし、明記はしていないということでもありましたので、やはり明記していただきたいと思うのです。

2022年の決算特別委員会で、私は、東区の大規模校について、大規模校も適正規模にすべきだという質問をしました。その際、将来的な児童生徒数、学級数の推移を見ながら、教育上の支障がないよう適切に配慮していく、このような答弁でありました。今の質問に対しても、大規模校も含めてやっていくというお話ではありましたが、やはり消極的な印象があります。

これまで、保護者から要望があっても、教室がないために特別支援学級は設置できないですとか、普通教室が足りなくなれば特別教室を転用するという急場しのぎの対応が常態化してきましたけれども、同じことが繰り返されないようにしていただきたいと思っております。

文部科学省は、2015年、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引で、25学級以上を大規模校、31学級以上を過大規模校としています。地域によっては、国の基準である12学級から18学級を下回る場合の基準と併せて、標準を超える規模を分類して独自に大規模校や過大規模校の目安を設定し、必要な対応を検討していく事例も見られますと書いてあります。

まるで自治体の判断でやりなさいというふうに読み取れるのですけれども、本市では、2024年度

現在、札幌市立の全小学校196校のうち、小学校の適正規模として最も多い学級数とされている24学級を超える規模の学校が8校あります。全中学校95校のうち、中学校の適正規模として最も多い学級数とされている18学級を超える規模の学校は11校存在しています。

特に、東区の札幌地区にある札幌北小学校は33学級、札幌緑小学校は31学級で、過大規模校です。札幌北中学校は28学級で大規模校、いずれも市内で指折りの過大規模校となっており、施設面で見たときに相当に過密な学校になっていることは明白です。

教職員の立場から見ても、児童生徒数が少ない場合は、個々人の個性や発達に目が届きやすいですし、授業の進め方も工夫ができるでしょうけれども、ここまで多いと、授業を理解している生徒としていない生徒が極端に分かれていたとしても、対策を取る時間すらないのではないかと心配いたします。もしそうなりますと、その後の学習に影響を与えかねないわけです。子どもの教育環境として望ましくありません。

ここで、伺いますが、児童生徒が施設内で過密していることによる教育上の支障はないのか、また、教育上の支障をどのように判断しているのかを伺います。

●池田学校支援担当部長 子どもたちが過密していることによる教育上の支障についてということでもございました。

子どもたちの活動の中心となります普通教室をまずは最優先に確保する必要があると考えておりましたことから、札幌北小学校、札幌緑小学校、札幌北中学校の3校では、これまでも児童生徒数の増加に応じまして、転用可能な部屋を普通教室に変える改修を実施してきたところでございます。

一方で、大規模校では、人数が多いことによりまして、特別教室や体育館などの利用に一定の制限が生じる場合があることも事実でございます。

そのような中、学校では、学校行事やカリキュラムの創意工夫により、子どもたちの活動に支障が生じることをないよう、できる限りの対応をしていただいているところでございます。

教育委員会といたしましても、子どもたちが制限なく活動できることが望ましいと考えておりまして、教育上の支障がある場合につきましては、できる限り解消していく必要があるものと認識しております。

●太田秀子委員 いろいろと制限が生じますから、行事ですとかカリキュラムですとかいろいろと工夫を重ねてきたということでした。

先ほども紹介しました文部科学省の手引ですけれども、ここにも書いてありました。通学区域を見直すですとか、いろいろと書いてあるのですけれども、やっぱり、こういうことを東区でも、札幌でもやっていって、それでも大規模になっているのだと。先ほど、文部科学省のことも、自治体の判断で検討しなさいということかと私は言いましたけれども、本当に実効性のないような中身になっていまして、とても心細いといえますか、不安だなというふうに私も思っているところです。

そして、文科省の手引ですけれども、過大規模校や大規模校について、教師集団としてきめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合があると、こういうこともちゃんと分析して書いてあるのです。まさしく、そのような中で現場の先生は本当に頑張っておられます。授業に入るまでの間に、あるときは生徒の話を聞いてコミュニケーションを取りながら、とにかく授業が成立することに精いっぱい、本当は生徒のために授業をもっとよくしたいと思っている、このような声を伺ったところです。職員室にもいる時間はありませんし、そもそも職員室も狭いようです。どれもこれも目に浮かぶような状況ではないでしょうか。

児童生徒にとって学び、成長する環境としてはふさわしくありませんし、先生の頑張りに頼らざるを得ない状況が常態化しているということは尋

常ではありません。

施設についても伺いたいと思います。

もうスペースも確保できないという中で、以前は特別教室で行っていた授業がどのようになっているのかと思います。

そして、特に心配しているのはトイレです。児童生徒数に見合った数がちゃんとあるのか、また、スペースがない中で児童生徒の教室から近い配置にちゃんとあるのかどうか、それなども心配しているところです。

学校全体で見た場合、トイレの数は満たしているかもしれませんが、フロアにより整備数が少ない場合もあると考えられます。あるならば改善していただかなければと考えます。

ここで、伺います。

トイレの増設はどのようになっているのかをお答えいただけます。

●池田学校支援担当部長 大規模校のトイレの増設の状況についてです。

東区の札幌北小学校、札幌緑小学校、札幌北中学校の3校につきましては、それぞれ洋式トイレ、和式トイレを合計しました男女の大便器数や男子の小便器数の必要とされている数につきましては満たしておりますけれども、委員がご指摘のとおり、フロアごとの整備数につきましては万全とは言えない状況であると認識しております。

また、洋式トイレだけを見た場合につきましては、平成30年に札幌緑小学校で改修を行いまして、その時点での児童生徒に基づく必要数は満たしておりましたけれども、その後、児童生徒数の伸びによりまして、現状では一部に不足が見られるところでございます。

学校におきましては、着席時間の工夫などによりまして対応していただいているのが実態でございまして、もう少しトイレの数を増やしてほしいという声があるのも事実でございます。

施設のレイアウト上、増設が難しい場合もございますけれども、和式トイレの洋式化など、子どもたちが使いやすい環境を整備していくことは必

要であると認識しておりますので、今後も学校と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

●太田秀子委員　やはり、フロアとしては十分でない、それから、洋式化したときに、一旦数は足りたのだけれども、子どもが増えていますから不足も見られるのだということでありました。

使いやすい環境というお話でしたけれども、和式から洋式にして使いやすいということももちろんですけども、教室から近いとか、十分足りているという使いやすい環境が大事ですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

子どもがトイレを我慢して帰ってくるというお話を保護者から聞いたことがあります。これは、子どもたちの健康の確保として大丈夫なのかと思ったところです。

子どもの権利条例に基づいて、子ども未来局が例年実施しております子どもからの提案・意見募集ハガキという取組がありますけれども、2023年3月発行の子どもの権利ニュースでこの取組を紹介していました。誰もが快適に過ごせる学校施設ってどんなものだろうというテーマに、子どもたちから、洋式トイレを待つ人が多く、休み時間に行けないことがあるなど、学校の中でも使用する頻度の高いトイレと水道についての意見が一番多く寄せられていました。大規模校に特化した意見ではありませんので、どの学校にも共通していることだと思います。

洋式化を進めているというお話も伺っていますが、やはり、必要な場所に必要なトイレ数がないということは、トイレに並ぶというだけでなく、行けないことも、間に合わないことも起きるのではないかと思います。学校全体の施設の窮屈さに加えて、トイレも我慢しなければならない、これはやはり早急な改善が必要だと思います。

大規模校特有の課題、施設の過密による弊害については、学校が一番よく分かっていることですし、ご苦労されているところです。

ここで、質問いたしますが、大規模校の課題の改善について、学校と協議をしているのか、その内容はどのようなものか、伺います。

●池田学校支援担当部長　大規模校との協議についてというご質問でございました。

これまでも、各校と施設の運用面における状況確認や改善のための意見交換を行っておりまして、寄せられた要望には可能な範囲で対応してきているところでございます。

学校からは、予算配分時の工夫ですとか、やはりトイレに関する強い要望がございますけれども、引き続き、学校からの要望につきまちは可能な範囲で対応していきたいと考えております。

●太田秀子委員　この場合、聞いてほしいという類いの相談ではなくて、やはり課題の改善を願う相談であると思います。前回やった質疑でもそうですけれども、可能な範囲というものを超えていますので、特別教室を普通教室に変えているというところではもういっぱいいっぱいだと伺っておりますから、可能な範囲というところでは、本当に直してほしいというところは直らないのではないかと思います。ですから、教育委員会のほうから積極的に学校改善のために学校にしっかりと関わっていただくことが非常に大事だと思います。

人口推計では将来の児童数が減ることが予測されていますけれども、本市が示す適正規模になるには10年もかかる、それほどの時間が必要だと私は考えています。その間、このままの状態ではよいとは思っておりません。

そこで、質問いたします。

今後、札幌地区の大規模校の教育・施設環境についてどのように取組を進めていくのか、伺います。

●池田学校支援担当部長　大規模校の教育・施設環境の整備についてということでございますけれども、今後も、学校との意見交換を継続する中で、対応可能な要望には引き続き速やかに対応するよう努めてまいります。

また、引き続き、ほかの地区につきましても、児童生徒数の動向をしっかりと把握いたしまして、学級数の減少に併せて普通教室への転用を行った特別教室の復元を行うための改修の実施を検討するなど、教育環境を整えてまいりたいと考えております。

●太田秀子委員　今はそのような答弁しかできないのだろうということは分かりますけれども、私は、この質問を準備しながら、改めて教職員の労働環境と子どもの学習環境は、イコールといえますか、同じところにあるのだなと認識しました。

ですから、学校とも十分協議をしていただきたいですけれども、可能な範囲を超えたものが何かできないのかと最初にお話ししました。やはり、地域の様々な施設や民間の方が持っている土地など、いろいろな範囲でご検討をしていただいていると思いますけれども、ぜひそこを強く進めていただきたいというふうに思うわけです。

最後に申し上げたいことがあります。

文部科学省の手引には、新たな都市計画や住宅開発などによって児童生徒数は急激に増加する例も見られるとして大規模校の課題が書かれています。全国的にも、大規模校の背景には、住宅開発でファミリー層が増えたことなどが挙げられています。教育委員会の枠を超えて、これはまちづくりの在り方になるかと思っておりますけれども、町田副市長もおられますので、ぜひ申し上げたいと思います。

札幌地区もそうなのです。札幌緑小学校が開校したのは1994年、そのときは既に18学級でした。その後もどんどん宅地開発が進む中で、2014年には24学級、2024年には31学級になっているのです。

今後、学校統廃合などで学校跡地の問題が始まると思います。全国では、児童が減ったために統廃合をしたのに、跡地にタワーマンションが建って、子どもが増えて、結局また大規模校になった、このような事例も出ているわけです。

開発事業というのは、子どもの教育環境を守る対策や、ほかの地域課題の場合もあるかもしれませんが、それらとともにあるべきだと思います。どのような地域をつくるのか、部局が別々ではなくて、広く議論していくことが大事なのではないでしょうか。

児童生徒の学校受入れを十分に満たす計画が並行してつくられていながら宅地開発を再開するのですとか、行政が開発をコントロールしながら、誰かが困るまちづくりではなくて、みんなに住んでよかったと思っていただけるようなまちづくりであるべきだと思うわけです。

今後の開発事業にも生かしていただきたいということをお求めまして、質問を終わります。

●藤田稔人委員　私からは、中学校における部活動の地域移行についてお伺いいたします。

部活動は、学校の通常授業だけでは見つけられない人間力を涵養する教育活動であり、その教育的意義や役割は学校現場の誰もが認識しているものと考えます。

運動部活動に関しては、体力や競技力の向上はもちろんのこと、それに加えて、仲間との強い絆を築くとともに、困難を共に乗り越える力を学ぶなど、心身ともにたくましく鍛え、子どもから大人に成長する過程で重要な役割を果たすものと考えております。

日本社会において、これまで部活動が子どもたちに与えてきた教育的意義や役割については計り知れませんが、一方で、少子化による活動規模の縮小や指導を担う人材の不足など、部活動をこれまでと同じような形で維持していくのが困難な状況にあることも事実であります。

私は、この状況に危機感を抱いており、私自身の公約として、円滑な部活動の地域移行を重要課題として掲げ、いかに札幌の子どもたちに将来にわたって持続可能で多様なスポーツや文化芸術活動を提供していくことができるかを考えており、我が会派としても部活動の地域移行に関しては継続的に質問してまいりました。

スポーツ庁と文化庁が示す部活動地域移行のガイドラインにおいては、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置づけており、この10月でちょうど折り返し地点となるところです。

そこで、質問ですが、令和5年度から現在までの札幌市における部活動の地域移行に向けた取組の進捗状況とその成果についてお伺いさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 令和5年度から現在までの地域移行に向けた取組の進捗状況と成果についてお答えいたします。

部活動の地域移行に向けましては、まずは、休日の部活動から段階的に移行を進めるため、地域の関係団体等と連携協力しながら、将来にわたり子どもたちにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる一層豊かな機会を確保するための新たな環境整備が必要であるというふうにされているところでございます。

このため、昨年7月に部活動地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討委員会を立ち上げまして、これまでに2回、委員会を開催して、地域の関係者から様々な意見を聴取してきたところです。

また、令和5年度におきましては、地域スポーツクラブ活動の実証事業として、市立高等学校等を会場に、中学生、高校生が合同で参加するバドミントンの練習会を実施いたしました。

加えまして、今年度におきましても、札幌市スポーツ協会と連携した多種目体験型スポーツ教室や民間企業と連携した地域文化クラブ活動を実施しており、これらの実証事業を進めながら、新たな地域クラブ活動の整備に向けた課題等について検証しているところでございます。

●藤田稔人委員 様々な企業や関係団体と連携しながら、学校外に子どもたちの多様な活動の場を新たに創出するための様々な実証事業を進めているとのご答弁でございました。

日頃から地域で子どもたちの指導に携わっていらっしゃる方々から私も様々な意見を聞いておまして、また、私自身もサッカーなどのスポーツ活動に携わっているため、地域においてスポーツ活動を維持していくことの難しさについては理解しているつもりでございます。

また、地域の子どものためのスポーツ・文化芸術活動に対するニーズが昔と比べて多様化していることも痛感しているところでございます。

ぜひ、様々な企業や関係団体等と連携しながら、札幌市において持続可能な形の新たな活動環境の整備に向けた取組を進めていただきたいと思います。

また、昨年度から新たな委員会を設置して検討を進められているとのご答弁でもございました。この検討委員会のメンバーには、札幌地区サッカー協会をはじめ、市内の競技団体関係者が多数参加しているものと承知しております。

部活動の地域移行については、地域のスポーツ団体や文化芸術団体の方々も様々な思いを持っていらっしゃると思いますし、円滑な部活動の地域移行の実現に向けてはこれらの方々のご協力が不可欠であると考えております。

そこで、質問ですが、これまでの検討委員会において、どのような意見が出されていて、どのような検討がなされているのか、お伺いをさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 検討委員会における検討の状況についてということでございますが、検討委員会では、札幌市の実情に応じた部活動の地域移行の方向性を示す必要があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の場の創出や持続可能な地域クラブ活動のモデルを構築することの必要性などについて、様々な意見をいただいているところでございます。

このような検討委員会における意見を踏まえまして、今年度の実証事業においては、小学生向けアンケートで、希望の多かった従来の部活動にはない種目であるダンス、カーリング、プログラミ

ング、eスポーツなどを取り上げております。また、持続可能な体制の構築に向けて、今年度の実証事業では、受益者負担の観点から一定の参加費を設定しており、実証事業における収支構造の検証等を行いながら検討を進めているところでございます。

●藤田稔人委員 ぜひ、関係者の声を丁寧に酌み取りながら進めていただきたいと考えております。

ただいまのご答弁の中で、検討委員会においては、札幌市の実情に応じた地域移行の方向性を示すべきという意見が出されていたということでしたが、その点に関しては私も同意でございます。

地方では、部活動の地域移行の先進事例が幾つかありますが、札幌市がそれと同じ環境にあるわけではないと考えており、独自のスタイルを模索していく必要があると考えております。

私は、従来から、市内のアスリートのセカンドキャリア支援の観点からも、部活動等の子どものスポーツ活動にアスリートを積極的に活用すべきという意見を持っております。

これまでのご答弁で聞かせていただいた取組も、新たな活動の場の創出という点では評価できるところでありますが、文字どおり、学校の部活動を地域に移行する取組という観点からは、まだまだ弱い印象を受けております。

競技や種目によって様々なパターンが考えられますが、競技人口や指導者数によって手法は異なります。競技人口や指導者数をそれなりに確保できる競技、種目は、現行制度のままでも大きな問題がないこともありますし、早急に改革に乗り出さなければならない競技人口や指導者数の少ない部活動は、例えば、各競技や種目ごとに拠点となる活動場所を各区の学校に1か所ずつ、市内に合計10か所設置して、そこを部活動の地域移行の受皿とする、拠点とするといった積極的な取組が必要ではないかと考えております。

また、地域に部活動の指導者がいたとしても、

その指導者が自前でグラウンドや体育館などのスポーツ施設を用意することは到底困難でありますから、学校施設の利用についても弾力的な運用を検討するなどの必要もあると思っております。

このように、運営費用や活動場所の確保、指導者の育成など、解決すべき課題が山積していることも十分承知しておりますが、まさに、これらの課題解決に向けた観点からも、今後、札幌市における部活動の地域移行の方向性を検討するに当たっては、地域の企業や専門的人材等を積極的に活用していくことも必要であります。

そこで、質問ですが、地域資源を生かした部活動の地域移行の在り方について検討が必要であると考えますが、どのようにお考えか、お伺いさせていただきます。

●佐藤学校教育部長 地域資源を生かした部活動の地域移行の在り方についてお答えいたします。

地域移行の方向性の検討に当たりましては、競技、種目ごとに競技人口や課題等が異なることから、地域の関係団体と個別に調整しながら、実現可能な地域移行の在り方について検討するということが必要であると認識しております。

今後は、委員のご指摘にもありましたように、地域の関係団体等と連携の下、地域の専門的人材の活用により、実践的な部活動の地域移行のモデル事業を実施して、成果や課題の検証等を進めながら、札幌市における望ましい部活動の在り方について、引き続き検討してまいりたいと思っております。

●藤田稔人委員 部活動は、生徒、保護者、教員、外部指導者など、様々なステークホルダーが関与する活動であり、それぞれの思いや期待を尊重しながら円滑に地域移行を進めることは容易ではないということも理解はしております。しかしながら、地域の関係者の意見を丁寧に反映させることで、札幌市独自の持続可能な地域移行のモデルをつくり上げていただきたいと考えております。

部活動の地域移行は、単に部活動を学校から地域に移行するための取組ではなく、これを通じて子どもたちが本当にやりたいスポーツや文化芸術活動に部活動として取り組むことができることが重要であり、札幌市全体のスポーツ・文化芸術活動の活性化にも寄与するとともに、地域の活性化や持続可能なコミュニティづくりにも大きく影響するものであると考えております。

地域のスポーツクラブや文化団体と連携することで、子どもたちに多様な体験が提供されるとともに、地域のアスリートやアーティストから直接指導を受ける機会や地域住民が参画する機会が増えることは、地域が一体となって子どもたちを育てる環境の整備にもつながるものです。

また、地域資源を最大限に活用した活動の場の創出は、地域への愛着を育む要素となり、子どもたちが将来の指導者となり、地域の未来を担う存在となるような好循環が生まれることも期待されます。

部活動の地域移行を進めることは、将来の札幌の子どもたち、そして、地域コミュニティを元気にすることにつながるものである思いを共有していただきながら、早急に札幌市における望ましい部活動地域移行の方向性を一定の方針として示すことができるよう、引き続き取組を積極的に進めてください。よろしく願いいたします。

●村松叶啓委員長　ここで、およそ20分間、委員会を休憩いたします。

休　憩　午後3時4分

再　開　午後3時25分

●たけのうち有美副委員長　委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

●うるしはら直子委員　私からは、学校施設整備の進捗状況について、また、学校給食に関連しまして、給食室の暑さ対策について、また、公会計化後の学校給食費について質問します。

近年、建設業界の需要が増し、働き方改革に伴う慢性的な人手不足や人件費、資材の高騰などの影響により、本市の発注工事において多くの入札不調が発生していると伺っております。

こうした事態が長く続けば、市民生活や経済活動に不可欠なインフラの維持管理ができなくなると大変危機感を覚えております。とりわけ、学校施設の整備は、単なる老朽化対策だけではなく、バリアフリーですとか暑さ対策など、教育環境の充実を図るものが多く、整備が遅れた場合は子どもたちの教育にも大きく影響が出ることから、確実に実施されなければなりません。

昨年の第二部決算特別委員会におきまして、私から、都市局における公共施設の入札不調について質問したところ、学校をはじめとして、特にトイレや流し台、水周りの配管などの施工に係る衛生設備工事の入札不調が増えているとの答弁がありました。様々な対応を行っているとのことではありましたが、この施設整備全体においての状況が気になるところです。

そこで、質問ですが、まず、令和5年度における学校施設整備に関する入札の実施状況について伺います。

●池田学校支援担当部長　学校施設整備に関する入札の実施状況についてのご質問でございました。

学校施設整備関連では、例年、約120件の工事を発注しておりますけれども、令和5年度におきましては、特に機械設備工事を中心に入札不調が多数発生しております。

結果的に、1件の工事で最大4回の入札不調があったものも含めまして、年間で累計48件の入札不調が発生いたしております。

最終的には、再度の入札によりほとんどの工事で契約締結まで至っておりますけれども、最後まで契約締結に至らなかったのは、2校のリニューアル改修工事の建築、電気、機械それぞれの区分の工事の合計6件でございます。

この2校のリニューアル改修工事につきまして

は、令和5年度中の事業は見送りまして、翌年度以降に、工事内容も含め、早急に再検討することとしたものでございます。

●うるしはら直子委員 やはり、入札不調がたくさん起きているということで、特に、リニューアル改修の予定だった2校に関しましては、今後、見送りもして翌年度以降に再検討することとしたけれども、リニューアル改修というのは、施設の耐久性を高めるだけではなく、トイレの改修ですとか、エレベーターとか、バリアフリー的なことを整備するなど、子どもたちの教育環境をよりよくするものです。

見送りとなった2校が今後どうなるのか、大変気がかりであり、改修が実施されるまでの間も子どもたちの教育環境が損なわれないように適切に対応していただかなければならないと考えます。

また、入札不調の対応というのは、予定価格の見直しですとか入札への参加意欲を喚起するための入札制度の見直しなど、全庁的な対応が必要ですから、教育委員会がそれらの対策を施すのは難しい、このことは理解しております。

とはいえ、入札不調が続く厳しい状況の中においては、発注者である教育委員会としても、学校運営に支障がない範囲で何らかの工夫ですとか対策が必要ではないかと考えます。

そこで、質問ですが、今回事業を見送った2校も含めて、今後のリニューアル改修工事について、入札不調を生じさせないための対策についてどのように行っていくのか、伺います。

●池田学校支援担当部長 リニューアル改修工事につきまして入札不調を生じさせないための対策についてというご質問でございました。

リニューアル改修工事につきましては、これまで、学校運営に支障がないよう、長期休業期間中に工事を集中して行ってきたところでございます。

今般、改定を予定しております札幌市学校施設維持更新基本計画におきまして、リニューアル改修工事の内容を大幅に見直しまして、子どもたち

を仮設校舎に移動し、工事を通年化することで、今までできなかった排水管や電気設備などの工事を追加いたしまして、改修内容も充実させることとしております。

これによりまして、事業者にとりましても参入しやすい工事になるのではないかと考えているところでございます。

●うるしはら直子委員 対策としては、特に長期休業期間中以外の工事ということでした。それは一つの大きな手だと思っておりますが、私も小・中学校に長く勤務していた経験があって、こうした不測の事態ですとか、本当に緊急のときに長期休業期間以外で工事をしたというところはあるのですけれども、やはり、どんなに頑張っても、騒音の問題だったり、授業中に外部のいろいろな業者の人たちが出入りするといった安全面のこともありますので、学校の管理職、関係者、特に学校の安全を管理する用務員さんですとか、そうした方々とも意見交換をしながら適切に進めていただければと思います。

このリニューアル改修は、老朽化の対策だけでなく、子どもたちの教育環境の機能性向上にも資するものでありますので、その中で、冷房設備の進捗状況についても確認していきたいと思えます。

教育委員会では、令和9年度末までに全ての幼稚園、学校の普通教室等への冷房設備の整備完了を掲げており、現在はPFIによる冷房設備の整備に向けた手続を進めていると伺っています。

先ほども伺いましたが、特に人手不足の影響は配管工事などを手がける機械設備業界で顕著であるとのこと。他都市においても冷房整備事業の入札不調が発生していることが課題とされる中、約300校あります市内の幼稚園、学校の全ての普通教室や職員室などに冷房設備を整備するのは大変厳しいことは理解しております。

しかし、保健室に冷房設備が整備され、次は早く教室のほうにもと設置を待ち望む子どもたち、また、保護者の声も多く聞かれております。

そこで、この質問の最後ですが、学校施設の冷房設備整備の進捗状況について伺います。

●池田学校支援担当部長 冷房設備整備の進捗状況についてでございます。

まず、普通教室に冷房設備を設置するまでの緊急対応といたしまして、先ほど委員からもありましたけれども、全ての学校の保健室へのエアコン設置を実施いたしまして、本年夏までに稼働したところでございます。

普通教室へのエアコン設置につきましては、現在、110校の契約を終えておりまして、これらの学校につきましては、令和7年度末までには整備が完了する予定でございます。

また、令和8年度以降に整備を予定しております177校につきましては、現在、PFI手法による手続を進めておりまして、これまでに事業者との対話を通じて入札に関する諸条件の整理を行った上で、入札告示まで完了しておりまして、今年度中に契約手続を終える予定でございます。

このほか、新・改築やリニューアル改修工事によりまして整備をする学校がありますので、それらを含めまして、令和9年度末までに全ての学校の普通教室にエアコン整備を完了する予定でございます。

●うるしはら直子委員 まず、冷房設備の整備状況について、現時点で滞りのないことが分かりまして安心しました。しかしながら、全国に目を向けますと、PFIによる整備でも、現在、応札がない事例が生じるなど、今後、本市においても情勢が変わって影響が出ることも考えられる状況だと思います。

ほかの公共工事における冷房整備入札状況なども、都市局とか関係局と常に情報を共有しながら、まずは確実な整備を進めていただくこと、そして、仮に設置予定を変更せざるを得ないような状況が生じた場合には、速やかに学校や保護者にも連絡いたしまして、対策を図る、そして、しっかりと理解もいただきながら、何かしらの対策をしていただくことをお願いして、次の学校給食の

質問に移ります。

今ほどの質疑でも触れたとおり、学校における児童生徒への暑さ対策としての冷房設備の整備については、保健室における整備を皮切りに、今後、普通教室や職員室についても順次対応がなされているところです。

子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するためには、学校現場で働く職員の方などの働きやすい環境整備も同時に必要です。

とりわけ、調理過程で加熱処理や食器洗浄等でお湯を使用する給食室においては、高温多湿の環境での作業を余儀なくされる状況にあることから、食中毒防止といった観点からも給食室の暑さ対策は必須です。

これまで、議会の質疑としては取り上げられてこなかったと思いますが、官民間問わず、現場で働く調理員の方々からは大変苛酷な状況であるとの声もいただいております。整備を図ることが子どもたちへの安全・安心な給食提供にもつながるものと考えます。

一方で、給食室の冷房設備の整備については、様々な課題があり、普通教室等への設置とは別に検討を進めているように聞いております。

そこで、質問ですが、給食室への冷房整備に向けてどのような課題があるのか、伺います。

●池田学校支援担当部長 給食室の暑さ対策について、給食室の冷房整備に向けた課題でございますが、給食室の冷房整備に当たりましては、普通教室とは異なる個別の事情に配慮する必要がございます。

具体的には、調理過程で発生いたします熱や蒸気等に対応できる厨房用の機器の設置が必要となることや、調理設備の配管が複雑に天井に入り込んでいることから、機器の敷設に当たりまして綿密な設計を要し、設置に当たっての期間やコストを検証することが必要となっております。

さらには、工事期間が延びた場合の給食提供手法の検証も必要であるなど、給食室へのエアコン整備に当たって独自の課題があることを受けまし

て、普通教室とは別に検討が必要であると判断したものでございます。

●うるしはら直子委員 厨房用の設備の設置や複雑な配管を考慮した綿密な設計ですとか、給食室独自の課題の検討が必要とのことでしたが、給食室内は、今のご答弁にもありましたとおり、蒸気の調理釜を使用しておりますので、ここ数年の猛暑に限らず、常に高温多湿な状況にあります。

つい先日、文科省から、今年9月1日現在の公立学校施設の給食調理場における冷房設備の設置状況が公表されました。それによりますと、設置されているという単独の調理場の全国平均が83.6%であるのに対して、本市の設置状況は約28%前後の設置率となっております。本市の場合は、今までは夏の気温が本州と比べて比較的低く、夏が短いということで、学校の建て替えなどでドライシステムに移行していく中で、多くの調理場をドライ運用に改善してきたといったことがありますから、今の段階でのこの数値は理解するところですよ。

しかしながら、食中毒警報が発令されるような気温の高い時期などは、調理に従事する方は、私も経験者ですが、頭の先から足の先まで全身汗がびしょりになって、1日に何度も被服を取り替えるというような、サウナ以上の中で作業しておりますので、これは早期の改善が望まれると思います。

そこで、質問ですが、その課題解決のためにどのように検討を進めているのか、具体的な内容について伺います。

●池田学校支援担当部長 課題解決のための検討内容についてというご質問でございました。

給食室へのエアコン設置に当たりましたのコストですとか期間を検証するため、試行といたしまして、白石区の小学校1校において厨房用のエアコン3台を設置したところでございます。

あわせて、暑さ対策の代替手法の検証のため、直営調理校3校の調理員に対しまして、電動ファン付きの調理服を支給いたしまして、調理員

の体を個別に冷却する手法の効果も検証しているところでございます。

なお、今後のエアコン整備工事が長期休業期間中のみで対応できない場合に備えまして、工事期間中の給食の提供につきまして、代替給食の提供を外部委託により実施したところでございます。

これらの検証結果を踏まえまして、次年度以降の給食室の暑さ対策を整理いたしまして対応してまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 白石区の小学校で、今、モデル的にエアコンの試行を実施しているということでした。

また、今のお話にありました電動ファン付きの空調服の使用がなかなかいいと思いますので、検証作業をされている方も少しは作業しやすくなるのではないかと思います。

現場で働く方々の声もしっかり聞きながら、よりよい空調服などの支給も進めていただきたいと思います。

これらの試行実施を踏まえまして本格的な整備を行う予定だと理解しますが、国の衛生管理基準によりますと、給食調理場内の室温は25度以下、湿度は80%以下に保つように努めるということがしっかりと明記されております。

昨年度の猛暑のような33℃を超える日が夏場にあった場合、食中毒の可能性がかなり高まるなど、安全・安心な給食の提供が危うくなることも考えられます。

また、さきの文科省の調査の結果では、北海道での給食室内にある休憩室への冷房設備の設置率は、特に北海道が低くて、札幌市においては0%です。気候変動なども鑑みて、ここも検討すべきだと思います。

これらも含め、給食室の暑さ対策の方向性を固め、早急に整備していただくことを要望いたします。

最後に、公会計化後の学校給食費について伺います。

我が会派では、2023年3月の予算特別委員会に

において、学校現場の働き方改革、業務負担軽減の取組の一つとして、令和5年度から実施する学校給食費の公会計化について質問をしたところで

す。それに対しましては、公会計化することのメリットとして、教育委員会が一括して学校給食費の徴収管理を実施することで、学校現場の業務負担軽減のほか、保護者の皆様にとっては、33の金融機関からの口座振替の選択が可能となり、給食費の払込み方法が多様化するとのご答弁でした。

また、令和6年度以降、インターネットによる口座振替登録、コンビニ収納やスマホ決済などを導入し、さらなる保護者の利便性の向上を検討しながら目指していきたいとのことでした。

そこで、質問ですが、公会計化開始後に実施した利便性向上の取組の具体について伺います。

●池田学校支援担当部長 公会計後の学校給食費の利便性向上の取組についてでございますが、まず、インターネットによる口座振替登録につきましては、令和6年2月に導入いたしましたし、令和6年4月から入学する小学1年生の保護者が新たに口座振替を登録する際に主に利用したところでございます。

これまでの金融機関の窓口での登録手続きに加えまして、インターネットによる登録手続きを導入いたしました結果、令和6年2月と3月に登録を行いました保護者のうち、約6割の7,000人がインターネットによる登録手続きを利用いたしております。

また、口座振替登録の手続きを行っていない保護者や残高不足により口座振替ができなかった保護者には納付書による支払いをお願いしているところでございますが、令和6年度第1期からコンビニ収納やスマホ決済の利用が可能となったところでございます。

これらの納付書による支払いを行いました保護者のうち、約7割の4,000人がコンビニ収納やスマホ決済を利用いたしまして、時間を気にせずいつでも納付することが可能となったものでござい

ます。

●うるしはら直子委員 インターネットの利用者が約7,000人で6割を超えたということで、また、大きく分けたら口座振替と納付書があるということですが、働く世代のお母さん方、共働きのお母さん方には大変利便性のある制度に向上されているというところは確認させていただきました。

一方で、学校給食費の公会計化については、さきに移行した他の政令市の例からも導入後に給食費の未納率が上昇する傾向にあることも聞いております。

そこで、公会計化を導入して初年度の今決算の状況を踏まえて確認したいと思いますが、令和4年度までは各学校で行ってございました会計処理が令和5年度からは保護者等の給食費は本市の歳入において計上されています。

そこで、給食費の納入に関して、未納率は何%で、前年度と比較してどうだったかを伺います。

●池田学校支援担当部長 給食費の未納率についてのご質問でございましたが、今年度の未納率は1.02%で、前年度の0.35%から上昇しております。

また、未納額でございますけれども、今年度は約7,300万円となっておりますし、前年度の約2,500万円から4,800万円の増額となっております。

●うるしはら直子委員 他の政令市と同様に上昇したということで、今年度に関しては4,800万円の増ということでした。

これまでのような私会計の場合の未納率の上昇は各学校での食材購入費の減少につながりまして、献立の変更をしなければいけないですとか、栄養価を変えたり1品減らすといった学校もあったというような大きな影響が発生し、それにより給食の内容に各校で差が生じるといったこともありました。

この公会計化によって、食材購入費は給食費の徴収に影響を受けないことから、全市の学校にお

いて、この未納率によらず、安定した給食提供が可能になったことも公会計化のメリットの一つであることは承知しております。

しかしながら、未納率の上昇は、給食費の保護者負担の公平性が損なわれることから、早急な対策が必要と考えます。

これまで、私会計においては、未納の連絡や徴収に関しては、管理職であったり、徴収金業務に関わる教職員などの電話連絡や、給食費を未納している保護者が懇談会などで来校した機会などを活用するなど、学校側の働きかけが随時あり、徴収に一定の効果があつたと聞いておりました。

これから学校給食費徴収の公平性を維持するためには、公会計においても教育委員会からの適切な働きかけが必要だと思えます。

そこで、質問ですが、今後の未納対策としてどのような取組を予定しているのか、伺います。

●池田学校支援担当部長 今後の未納対策についてでございます。

学校給食費の未納者につきましては、札幌市債権管理条例に基づきまして、教育委員会から督促状や催告書の送付、電話による納付案内などを行っております。今後も適切な債権管理を行っていきたく考えております。

しかしながら、再三の督促状や催告書によって納付をお願いしているにもかかわらず、納付に至っていない方もいるところでございます。

今後につきましては、令和5年度中の給食費の未納分、いわゆる過年度債権につきましては、今年度から裁判所に対する支払い督促申立てといった法的措置を実施しまして、新たな未納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

●うるしはら直子委員 支払い督促ですとか法的な措置も今後実施していくということでした。

公会計化は、学校における徴収業務、そこに関わる全ての教職員の業務負担軽減などの観点で導入されたところですが、もしかすると、保護者と近い立場の学校側が対応する場合のほうが保護者の給食費納付の理解が得られるのかもしれないけ

れども、導入した経緯に立ち返りまして、再び学校側に業務負担が戻ることのないよう、適切に対応するよう要望いたします。

そしてまた、未納については、前から我が会派も求めておりますが、本来は、給食は無償化ということがあれば、この徴収業務自体も発生しないわけでございます。これまでのご答弁の中でも、国の動きを察しつつということではあるし、国のほうでも今年6月に調査の結果を出しております。でも、それ以降、なかなか動きがない中です。

全部を単費でやるのは非常に厳しいことは十分承知しておりますが、私の聞くところでは、本州のほうなど、学校の給食が無償化されているところから転勤されてきた親御さんが札幌に来ると、どうして札幌は給食費を払わなければならないのかという声がこの短い期間で聞こえるようになってきております。全国的に教育の格差ということになって、これが札幌市ではみたいなことを言われるような状況になっております。

町田副市長も頭を抱えておられますし、山根教育長にとってもなかなか難しい課題だとは思いますが、一部の導入ですとか次の手を考える時期なのかなと思っておりますので、そうしたことも併せて考えていただくことを要望いたします。私の質問を終わります。

●丸山秀樹委員 私からは、青少年科学館について質問をさせていただきたいと思えます。

新さっぽろ駅周辺エリアの再開発は、G街区と言われる場所に、札幌看護医療専門学校と札幌学院大学の新キャンパスが設置され、昨年12月には、I街区と言われる場所に大規模商業施設であるB i v i新さっぽろがオープンするなど、まち並みが大きく変わってきているように感じるところであります。

こうした新さっぽろ駅周辺のまち並みの変化は、地下鉄駅直結の青少年科学館にとっても、様々な情報発信を行い、集客力をアップさせる絶好のチャンスであると、これまでも何度も指摘

させていただいてきたところでもあります。

そうした中、今年4月には、1年半にわたる休館期間を経て、ついに青少年科学館がリニューアルオープンを行いました。

我が会派といたしましても、5月に会派全員でリニューアルオープン後の状況を視察するなどして、多く子どもたちや親子の方が、興味深く、新しくなった展示物を体験、楽しまれている状況を目の当たりにしてきたところでもあります。

そこで、まず最初の質問ですが、リニューアルオープン後の青少年科学館の来館者数はどのようになっているのかをお伺いいたします。

●井上生涯学習部長 リニューアル後の青少年科学館の利用状況についてお答えいたします。

リニューアルオープンした今年4月から8月までに来館された方は累計で約35万人となっております、リニューアル直前の令和4年の同じ期間の入場者が約16万人でございましたので、おおよそ2.2倍となっているところでございます。

●丸山秀樹委員 リニューアルオープン後、8月までに約35万人の来館者の方がいらっしゃり、青少年科学館はもちろん、新さっぽろエリアのにぎわいに少なからず影響を与えたのではないかと、いうふうに考えます。

今回のリニューアルの効果が来館者数に表れている中、今後も、子どもたちをはじめ、市内外から継続的に青少年科学館に足を運んでもらうためには、ハードの面だけではなく、ソフトの面の充実も重要と考えます。

ソフトの充実には様々な視点がございしますが、魅力ある新たな展示やイベントを青少年科学館自らが実施することはもとより、私自身、以前から、より魅力的な取組を展開するに当たって、近隣の大学や専門学校との連携は非常に大切であると指摘をしてきたところでもあります。

そこで、質問ですが、近隣の大学や専門学校との連携について、どのような取組を行っているのかをお伺いいたします。

●井上生涯学習部長 大学や専門学校との連携

についてでございますが、青少年科学館が地域における様々な学びの拠点としての役割を果たすためにも、近隣の大学等との連携は大変重要であると考えているところでございます。

そのため、青少年科学館において、大学の学生が子どもの体験学習の支援を行っているほか、医療系専門学校の学生が子どもたちに医療機器を使った体験会を実施するなど、様々な取組を今年度から始めたところでございます。

今後も、このように大学や専門学校等と様々な取組を図り、連携の輪を広げてまいりたいと考えてございます。

●丸山秀樹委員 リニューアルオープンからまだ半年ほどしか経過しておりませんが、早速、幾つかの取組が進んでいることを伺うことができました。

私は、これまでの議会で、青少年科学館と大学や専門学校との連携協定を結んでいただくよう求めてまいりましたが、令和3年度には教育委員会は大学と専門学校と包括連携協定を結んでおり、今後も、青少年科学館と大学、専門学校が連携し、学生たちが青少年科学館の中で活動の場を広げることで青少年科学館の魅力を一層高めていくことができると期待しているところであります。

具体的には、例えば、札幌看護医療専門学校と青少年科学館の3階に大きな口と歯のオブジェがあると思うのですが、こうした食べ物の旅ですね。消化と吸収、排出、体の仕組みを学べるという取組などとの連携や、また、I街区には予防医療とか専門医療、地域医療の医療機関が大変多く集積しています。こうしたところとも連携を図っていただいて、健康な生活を支えるという側面の取組も推進できるのではないかと、思うところであります。

さらに、これも以前にお話ししました札幌看護医療専門学校の母体であります滋慶学園です。ここは宇宙の専門学校ですが、北海道ハイテクノロジー専門学校ということで、道内初の宇宙とロボット学科を持っております。

こうしたところとも連携すると、2階の天文、地球と科学のエリアが連携する中で、名誉館長でもあります山崎直子さんとのコラボ企画に発展させていくことができるのではないかと考えております。

さらに言うと、札幌東商業高校ですね。ここにはマーケティング部があるのですが、既に近隣のサンピアザ水族館と連携しております、SNSも使いながら館の魅力を発信している事例も持っているところであります。ぜひともこうした連携の取組が一層推進されることをお願いしたいと思うところです。

次に、若者にも繰り返し来館してもらうための取組が非常に重要だと思います。

これまで、私は、科学館に何度か足を運んでおりますけれども、利用者の中心はやはり小学生以下の子どものが多く、大学生や専門学生の年代の若者の来館者が少ないように感じているところです。

このため、私は、これまでの議会の質疑の中でも、近隣への大学や専門学校の進出を契機として、若者層の来館を促すために、気軽に来館してもらえよう料金体系等も導入すべきと訴えてまいりました。

そこで、質問ですが、若者に繰り返し来館してもらうためにどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

●井上生涯学習部長 若者に繰り返し来館してもらう取組についてでございますが、委員がご指摘のように、今回のリニューアルの機会を捉え、来館者数の増加には、子どもはもとより、新たに大学生等の若い世代にも来ていただいたり、リピーターを増やすことは大変重要な課題だと認識しております。

このため、今年度からの新たな試みとして、委員からも幾つかご紹介していただきましたけれども、そのほかにも、「オトナサイエンス あの懐かしい実験をもう一度」と題しまして、若者をはじめとした大人向けの企画を実施しているほか、

マイナス30度の世界を体感できる低温プレイグラウンドを設置するなど、幅広い年齢層にも興味を持っていただけるような取組を行っているところでございます。

今後も、こうした魅力のある講座や展示の充実に取り組むとともに、近隣の大学生、専門学生、さらには高校生を中心とした若者にも繰り返し来館していただけるよう、学生割引制度等の導入も含めまして、様々な集客の方策について引き続き検討してまいります。

●丸山秀樹委員 学生割引制度につきまして、さきの予算特別委員会で竹内委員も取り上げさせていただいたところでございます。ぜひ導入していただきたい制度であり、重ねて強く求めさせていただきたいというふうに思います。

このたびの議会では、さきのまちづくり政策局の質疑の中で、教育委員会との連携により、小学生を主な対象者とした燃料電池の実験などの企画展が青少年科学館で実施されると伺っているところであります。

持続可能な社会の実現を目指した札幌市の取組を多くの子どもたちに知っていただくことは、貴重な機会になるものと考えます。

さらに、私は、ITやAI技術の研究開発に取り組む近隣のテクノパークとの連携事業にも期待を寄せております。

どうか、札幌市の中で現在進められている様々な化学に関する知見を青少年科学館の魅力に反映させ、小学生のみならず、進路を考える大学生や専門学生など、若者の興味や関心につながるような産官学連携の魅力的な取組を検討していただくことを求めて、私の質問を終わります。

●三神英彦委員 私は、(仮称)藻岩高等学校・啓北商業高等学校再編新設校の整備について伺います。

藻岩高校は小須田委員の母校です。

しばらくなかった札幌市立高校の再編の話ですが、教育委員会では、令和9年度の開校に向けて、校舎等整備関係のハードの部分と教育内容の

ソフトの部分の検討を進めていただいているということですが。

早速、最初の質問ですけれども、（仮称）藻岩高等学校・啓北商業高等学校再編新設校の整備の進捗状況について伺います。

●池田学校支援担当部長 再編新設校の現在の進捗状況についてでございます。

再編新設校の整備につきましては、令和5年度に建物の配置などを定める基本設計に着手いたしました。今年度は、具体的な整備の内容の実施設計を進めているところでございます。

この後、来年度には、藻岩高校の既存校舎につきまして一部の解体工事に着手するという予定になってございます。

●三神英彦委員 そんな中で、啓北商業高等学校の側のアーチェリー部のアーチェリー場が石山の啓北の側にあります。そこは、部員が増えたり減ったりはしている一方で、過去の歴史があったり、全国に行ったりというところで、やはり啓北OBからしてみるとそこは貴重であると、できれば、藻岩高校のほうに移設することができないかという話があります。

今年2月の基本設計案というものを公表した際も、アーチェリー部の関係者だったり、OB、OGからも声が上がっているという話なのです。

実際にどうなのか、今のスケジュールを聞いたところで、どこからどこまでができるのかということで、あり得るのは、アーチェリー部の人たちには申し訳ないですけれども、当分は啓北の敷地にアーチェリー場を残すので、移動のことを考えながら使ってくださいということになるのが現実的かと思います。

今年の8月には、アーチェリー協会等の団体からも教育長に対しての要望書が届いていたという事実があります。

質問ですけれども、アーチェリー関係団体からの要望書はどのようなものだったのか、それから、今後どう対応していくのかを伺います。

●池田学校支援担当部長 アーチェリー関係団

体からの要望書の内容と今後の対応についてでございますが、要望書では、再編新設校におけるアーチェリー部の設置と現在の啓北商業高等学校に設置されているアーチェリー場の継続利用を含めたアーチェリー場の整備について検討を求める旨の要望となっております。

今後につきましては、再編新設校の開校に向けた準備が始まりますので、この中で、部活動の内容も含めまして検討を進めていくこととしております。

●三神英彦委員 今回の質問に限らず、教育委員会の皆さんに対しては、時折、窮屈そうな印象を持つことがあります。当然、ほかの部局に比べて取り扱う内容がすごくシリアスだったり、個人情報とかプライバシーの問題についてほか部局よりも慎重にならざるを得ないということがあるのかもしれないのですけれども、実際に今回、アーチェリー場の話になったときに、啓北の石山側に残すという話だけではなくて、最初に可能性として潰すということを普通の民間企業ではやるわけではないですか。例えば、近くだったら、藻岩イオンだったりアパホテルだったり土地を貸してくれないのか、水道局の施設がどこかに行かないかだったり、南区体育館が実際の耐用年数を前倒して建て替えるときにいけないとか、近くに創価学会の施設があるのですけれども、それを借りられたりしないのかとか、いろいろな話があります。さらに、国道の向かいに行けば、国の土地があったり、真駒内公園は道庁所管なので、道庁から土地を一部買ってアーチェリー場をつくれませんかとか、多分、可能性があると思うのです。

だけど、残念ながら、教育委員会の皆さんはつらそうではないですか。そうすると、私からのお願いは、皆さん一人一人、本当に打合せのときだったり、場合によってはお酒を飲む機会だったりということで、札幌の児童生徒のことをよかれと思ってくださっているのに、教育委員会という枠になると、いきなりがちがちな答えになるこ

とがあるということに対して、札幌市役所の中にはいろいろな部局があります。さっき言った可能性を考えるのは、むしろ、まち政だったり、経済観光だったり、スポーツ局だったり、そっちのほうが得意なのかもしれないではないですか。

私が皆さんに今回要望するのはちょっと越権かもしれないですけども、皆さんがこれまでのキャリアの中で、ほかの部局だとかほかの学校だとかに話しやすい、相談に乗ってもらいやすい、同期や先輩や後輩だとかがいると思うのです。そういったところに、ちゃんとプライバシーに気をつけながら相談する相手をもっと増やしていただけたらという要望をして、終わります。

●ふじわら広昭委員 私は、2項目質問いたします。

1項目めは幼児教育の推進について、2項目めは教員の採用についてです。

初めは、1項目めの幼児教育の推進についてです。

最初の質問は、市立幼稚園の今後の在り方に関する方針の評価についてです。

私は、これまで、札幌市の幼児教育における市立幼稚園の果たす役割の重要性について、予算特別委員会及び決算特別委員会で取り上げてまいりました。

札幌市教育委員会は、全国に先駆けて、2008年に札幌市幼児教育センターを設置し、市立幼稚園と一体となって幼児教育を推進する仕組みを構築してまいりました。

市立幼稚園は、国が示す適切な幼児教育の在り方などについて、実践を通して、私立幼稚園、認定こども園、保育所など、幼児教育施設に示し、教育、保育のモデルや支えとなっております。

このことについて、私は高く評価をしたいと思っています。

札幌市においては、公立、私立にかかわらず、市内の幼児教育施設全てが質の高い幼児教育を提供し、子どもたちが健やかに育つことができる環境づくりを進めるため、2020年5月に、市立幼稚

園の今後の在り方に関する方針を策定しております。

この方針は、今日的課題に対応した市立幼稚園の実践研究や研修により幼児教育の質の向上を図る取組、特別支援教育の充実、幼保小連携の推進、家庭教育支援の充実から成る五つの施策により構成されています。

現在、10年の取組の5年が経過しており、私は、このような長期にわたる方針については、中間地点でこれまでの評価を行うことが必要ではないかと思えます。

そこで、質問ですが、市立幼稚園の在り方方針策定からの5年間でどのように評価していくのかについて、まず伺いたいと思えます。

●菅野教職員担当部長 市立幼稚園の今後の在り方に関する方針の評価についてでございますが、幼児教育の推進につきましては、札幌市教育振興基本計画の評価として、学識経験者からご意見をいただくとともに、本市の施策に基づく取組につきましては、幼児教育関係者等に毎年協議いただくなど、適切に進捗管理をしてきたところでございます。

今年度の協議会におきましては、市内幼児教育施設や保護者等への施策の取組に関する調査結果を踏まえ、5年間の成果と課題を評価するとともに、方針に基づいた今後の推進について協議をする予定でございます。

幼児教育センターと市立幼稚園が一体となって推進する取組につきましては、これまで高い評価を受けており、今後も方針に基づく施策の振り返りを行いながら着実に進めてまいります。

●ふじわら広昭委員 市立幼稚園の在り方方針の評価について答弁がありました。

次の質問は、次年度からの幼児の教育相談・支援体制についてです。

私は、かねてから札幌市の幼児の教育相談や支援体制について、幼児教育センターや市立幼稚園が家庭や私立幼稚園などしっかりと連携し、子どもの健やかな成長につなげる全国的にも例を見な

い先進的な仕組みであるものと捉え、一層の充実を求めてきました。

先ほども述べました2020年5月の方針には幼児の教育相談体制を強化するという取組が位置づけられ、幼児の教育相談や支援業務を担当する幼児教育支援員が増員されてきました。

私は、2021年第3回定例市議会の決算特別委員会において、幼児教育支援員について質問をしました。

答弁では、幼児教育の専門性を持ち、幼保小連携などの幼児教育の振興を図る役割を持っていることに加え、特別支援教育や小学校教育などの知見も併せ持つ人材であり、重要な役割を担っているとのことでありました。

しかし、市立幼稚園は、今年度末で、東区、南区、厚別区、手稲区で各1園、計4園が閉園し、9園から5園へと再編されます。

新年度からは、幼児教育相談や支援の拠点となる市立幼稚園が半分になります。札幌市の先進的な取組の一つとも言える困りを抱える幼児とその保護者や私立幼稚園などの教職員に対する支援が5園のみとなった市立幼稚園について、これまでどおりしっかり行われるのか、非常に危惧をしているところでもあります。

札幌市立幼稚園の児童の推移、あるいは支援を必要とする児童の状況について、2022年度は全児童数458名に対して支援を要する児童数は150名で、割合は32.8%、この間、閉園するためにそれぞれ受入れを削減してきているわけでありましたが、今年度、2024年度は、全園の児童数は291名ということで、この間、定員の50%程度で推移をしているわけでありましたが、今年度の291名という全園の児童数に対して、何らかの支援を必要とする支援児童数は119名で、約40.9%を占めているわけでありました。

こうした状況の中で、現在の市立幼稚園の教員数は87名でありますけれども、正規職員は65名、期限つき職員が17名、会計年度職員が5名となっております。

特に、正規職員で見ますと、20代が6人、30代が3人、40代が13人、50代が36人、60代が7人となっております。

一方、幼児教育支援員の年齢構成については、正規職員全体で10名、内訳としましては、40代が2人、50代が5人、60代が3人、そして、会計年度職員として5名で、50代が1人、60代が4人となっております。かなり高齢の方が役割を担っているわけでありまして、ある程度の経験を積まなければ支援員になることができないという状況もあることは理解できます。

しかし、これからこの支援を担っていく方のうち、20代、30代の方は誰もいないわけです。要請は各園でしていると思うわけですが、今後、何らかの支援を必要とする児童数も、園児数も増えていく可能性はあると思うわけでありませう。

そこで、今後、教育相談や支援という重要な役割を担う幼児教育支援員は、市立幼稚園教諭の中から育成してきておりますけれども、5園となることで、育成に向けた対象となる市立幼稚園教諭も大きく減るものと思われまふ。そのような状況において、今後とも幼児教育支援員をしっかりと育成することができるのか、心配をしているところでもあります。

そこで、質問ですが、新年度からの幼児の教育相談・支援体制について伺いたいと思ひます。

●菅野教職員担当部長 新年度からの幼児の教育相談・支援体制についてでございますが、来年度以降の体制を見据え、市立幼稚園が閉園する4区におきましては、東光小、真駒内公園小、ひばりが丘小、富岡小の各小学校の校舎内に相談場所を既に設置し、市内10区全てにおいて相談や支援を受けられる体制を構築してきたところでございます。

相談や支援に当たる幼児教育支援員には、高度な専門性が必要であることから、全市立幼稚園教諭に支援員実務の体験、補助をはじめとする研修を毎年実施して、支援員の技能習得に向けた育成

を進めるとともに、現在活動している支援員に対しても専門研修を実施し、資質向上に努めております。

今後とも、子育て家庭に寄り添った相談及び札幌市の幼児教育施設の支援を継続できるよう、人材育成も含めて取り組んでまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

私は、幼児教育にしっかりと取り組むことは、小・中学校における子どもの健やかな育ちにつながり、さらに、自立した社会人の育成に向けた基盤となるものと捉えております。

札幌市においては、これまで、他の地域に先駆けて共生社会の実現に向けて重要な役割を持つ先進的な仕組みをつくり上げてきたことを高く評価したいと思います。

今後、これまで充実してきた札幌市の幼児教育を後退させることのないよう幼児教育支援員の安定的な育成、配置も含めて、幼児教育関係者や有識者の声を聞きながら、幼児教育センターと市立幼稚園が基点となり幼児教育を推進できるよう、2025年度からの体制を具体的に示していくことを強く求めておきたいと思います。

次は、2項目めの教員の採用についてです。

最初の質問は、前倒し選考と今年度の教員採用選考検査の実施状況についてです。

私は、教員採用検査の志願倍率が低下する中、専門性の高い教員を確保するためには、教員採用検査の受検者を増やす取組が重要であることを議会で取り上げてまいりました。

昨年の決算特別委員会において、札幌市における教員採用検査受検者増加に向けた取組として、大学3年生などを対象に、2025年度教員採用検査の一部前倒しを行うとの答弁がありました。

前倒し選考の合格者は、次年度に行う検査内容の一部が免除され、面接準備などに専念することができるとのことで、検査の分散実施による受検者の負担軽減を目的に実施したものと認識をしております。

今年の9月末には、今年度の教員採用検査の最終合格者の発表があったと思います。

そこで、質問ですが、昨年度の前倒し選考と今年度の教員採用検査の実施状況に関する受け止めについて、まず伺いたいと思います。

●菅野教職員担当部長 昨年度の前倒し選考と今年度の教員採用検査の実施状況とその受け止めについてでございますが、昨年12月に大学3年生等を対象に教養検査を行う前倒し選考を実施し、396名の受検者のうち、337名を合格としたところでございます。

前倒し選考合格者のうち、311名が今年度の教員採用検査を受検し、135名が最終合格につながったところでございます。

また、今年度実施しました教員採用検査においては、受検者総数1,222名のうち、最終合格者は370名でございました。

受検者総数は例年より微減している中でも、学生の受検者数が増えていることや前倒し選考合格者の9割以上が教員採用検査を受検していることから、教員志願者の増加に一定の効果があつたと受け止めております。

●ふじわら広昭委員 前倒し選考の実施が今年度実施の教員採用検査における学生をはじめとする教員志願者の増加に寄与したとのことであります。

次の質問は、教員の成り手確保に向けた取組についてです。

さらに受検者を確保していくためには、教員採用検査受検制度における工夫に加え、教員の成り手確保に向けた取組も重要と思います。

そこで、質問ですが、教員の成り手確保に向けてどのような取組を行うのか、伺います。

●菅野教職員担当部長 教員の成り手確保に向けた取組についてでございますが、教員は、子どもの成長に関わり、やりがいのある職業ですが、長時間勤務などのイメージが先行し、不安を抱く人も多いと考えるところでございます。

そのため、本年11月に教員採用パンフレットや

ホームページをリニューアルし、先輩教員のインタビューを交えながら、勤務条件などを分かりやすく説明することで、教員として働くことの魅力発信を行います。

加えて、教員の魅力を伝える高校生向けの教員養成セミナーにつきまして、今年度から、北海道教育委員会の協力を得て、札幌市内の道立高等学校にも周知を依頼し、対象者を拡充したところでございます。

●ふじわら広昭委員 教員の成り手確保に向けて、教員採用の広報ですとか出前授業などを道立高校にも拡大していくという答弁がありました。

次の質問は、今後の教員採用検査についてです。

受検倍率について、今年度、札幌市においては、昨年度と同程度を維持しているものの、他の自治体においては、倍率が低下しているところも見受けられるわけであります。

先ほどの答弁でも、勤務形態などをパンフレットやホームページで分かりやすく公表していくことでありますけれども、札幌市の昨年度の小・中・高等学校における時間外在校等時間、いわゆる残業時間100時間以上の教員は年間で延べ1,053人という状況であります。やはり、こうしたこともしっかりと明らかにしていかなければいけないと思います。

以前、総務局からは、市の行政職の採用の際にも、大学にいる後輩が市役所に勤めている先輩に市役所の状況をいろいろ尋ねてきた際に、ごく一部ではあると思いますが、札幌市役所にはあまり来ないほうがいいですよという趣旨のやり取りがされたということも議会の中で報告されているわけであります。教員の中ではどうなっているのか、私は分かりませんが、こうしたことにならないようにしていかなければならないのではないかと思います。

今後、札幌市においても、志願者の減少により倍率が低下することは十分懸念されるところであります。優秀な人材を確保し続けていくために

は、引き続き一定程度の受検倍率を維持する必要があります。

また、文部科学省は、引き続き教員採用検査の早期化や複数回実施などを呼びかけており、各自治体で例年にはない新たな取組が行われるなどの動きが増えていくものと思います。

各自治体における検査制度が多様化、複雑化することで、受検者にとっては、心理的負担が生じ、不安に感じることで受検を敬遠してしまう人も出てくるのではないかと危惧しております。

そこで、質問ですが、今後の教員採用検査の実施に向けた検討状況について伺います。

●菅野教職員担当部長 今後の教員採用検査の実施に向けた検討状況についてでございますが、受検者の心理的な負担を考慮し、国や他自治体の動向を注視した上で、例年と比べて3か月ほど早く次年度の検査日程を公表したところでございます。

また、教員志願者の増加に一定の効果があった前倒し選考は、今年度も継続して12月15日に実施する予定であり、昨年と比べて1か月程度早く実施要領を公表したところでございます。

今後も、教員志願者の増加や専門性の高い教員の確保に向けて、教員採用検査制度の見直し等、様々な工夫、改善に加え、受検者に配慮した分かりやすい情報発信に努めてまいります。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わります。

答弁にもありました試験の前倒しなど、大学3年生を対象とした選考など、今後も創意工夫をし、専門性の高い教員確保と子どもに関わるゆとりのある勤務時間確保に向け、文部科学省に対して学習指導要領の改定を求めていくことを強く求めて、質問を終わります。

●五十嵐徳美委員 私からは、東苗穂小学校、伏古小学校の規模適正化の取組について質問をさせていただきます。

本市教育委員会が平成30年4月に改定した札幌市立小中学校の学校規模の適正化に関する基本方

針に基づいて、現在、市内6地域において、地域の方や保護者の代表の方などによって組織された学校配置検討委員会が設置され、議論が進められていると伺っております。

先般、その中の一つであります、私の住んでいる地域であります伏古本町・札幌地区学校配置検討委員会において、東苗穂小学校、伏古小学校を伏古小学校敷地において再編し、建て替えに併せて近接する児童会館を複合化するという札幌市教育委員会の取組案について合意がなされ、その旨を記載した意見書が、教育長、さらには市長に対して提出されたところであります。

この取組の中で、特に、東苗穂小学校がなくなるということ、私の子どももこの学校に通っており、その関係でPTAの役員もさせていただいたという縁もあるものですから、その在校生、卒業生、さらには私も含めて、保護者の方、さらに学校を見守ってきた地域の方にとっては大変残念な決定であり、寂しいところであります。

私もそういった思いでこの成り行きを見ておったところでありますが、検討委員会において合意に至る中では、委員はもとより、多くの方々から様々な意見が出されたものと推察いたします。

そこで、お伺いしますが、伏古本町・札幌地区学校配置検討委員会において、検討委員並びに地域の方々から出された様々な意見はどのようなものがあり、そして、そのことが意見書にどのように反映されたか、お伺いいたします。

●池田学校支援担当部長 東苗穂小学校、伏古小学校の適正規模化に関しまして、検討委員からの主な意見と意見書への反映についてということでございますが、委員の皆様からは、両校それぞれの特色や魅力があり、学校がなくなることは寂しいなどのご意見もいただきましたが、子どもたちが少しでも多くの人と触れ合える環境が望ましいという考えの下、両校の再編につき合意をいただいたところでございます。

この取組案の実現に向けての意見といたしましては、児童の通学安全に関する意見が多く寄せら

れ、学校、保護者、地域の一層の連携促進、札幌市及び市教委の協力と配慮が意見書でも求められております。

また、学校が吸収されるという印象を与えないよう配慮してほしいとのご意見がございまして、新しい学校づくりの観点から、学校名も検討することとされましたほか、意見書全体において、統合という言葉に替えまして再編という言葉が用いられております。

●五十嵐徳美委員 私の手元にもその意見書がございまして、大きな項目として4項目、タイトルは、東苗穂小学校と伏古小学校を中心とした学校施設、地域コミュニティ施設の再構築に関する意見書ということでまとめられておりました。

教育委員会は、この意見書の趣旨をしっかりと受け止めて、最大限尊重して、関係する市長部局とともに速やかに取り組んでいただくことが重要であるというふうに考えております。

そこで、質問いたしますが、この意見書を踏まえて、東苗穂小学校、伏古小学校の再編を進め、子どもたちの教育環境を整えるためにどのように対応していくのか、そして、現時点で想定される複合化される新校舎の建設スケジュールについても伺いをいたします。

●池田学校支援担当部長 子どもたちの教育環境を整えていくための対応と施設建設のスケジュールについてでございますが、教育環境を整えていく上では、ハード・ソフト両面の準備が必要であると認識しております。

まず、ハード面では、一年でも早く実施すべきという意見書の趣旨も踏まえまして、児童会館の複合化を含めた新しい学校の建築工事の設計などに着手してまいりたいと考えております。

また、ソフト面におきましては、通学安全の検討をしっかりと行いますほか、両校の歴史を大切にしながら、開校の前に交流を深める機会を創出するとともに、未来志向の新しい学校づくりの観点に配慮した学校名や教育内容などの検討を進めてまいります。

また、スケジュールでございますけれども、新しい校舎建設までには、通常、基本設計及び実施設計を合わせておおむね3年、それから、その後に工事で3年ほどを要する見込みでございます。

●五十嵐徳美委員 冒頭にも話しましたが、現在、六つの地域において、同じような時期、昨年2月から3月にかけて同様の検討委員会が設置され、1年半余り議論が続いているというふうにある中で、伏古本町・札苗地区がほかに先立って合意されて意見書が提出されたものと伺っております。

それは、そこに参加する地域の方や委員の方々が様々な思いを持ちながら意見交換されてきた中にもあっても、現状を鑑みて、子どもたちの最適な学ぶ環境を早期に実現させてほしい、そういった思いが、時の岩谷代表委員を中心とした各委員の皆さんの熱心な議論の結果と敬意を表する次第であります。

速やかに子どもたちの教育環境を整えていただく一方で、改めて、私が先ほど述べた地域の小学校、東苗穂小学校がなくなるということが現実であります。

そんな意味で、先ほどは再編という言葉で柔らかく言っておりますが、統廃合と変わりはないことは事実でありますので、言葉ではなく、地域の方々の思いをしっかりと受け止めて今後取り組んでいく必要があるというふうを考えています。

そこで、その後の施設の活用について伺いますが、新しい学校を開校するという事は、今言ったように東苗穂小学校の役割は終えるということでもあります。この学校は、当時、伏古地区の区画整理事業によって、先ほど太田委員がおっしゃってございました東雁来地域のマンモス校ができた、そんな背景と似た傾向があります。伏古小学校が昭和50年代前半にできた後に、児童数がどんどん増えて、昭和60年に東苗穂小学校が開校した経緯がございます。

そういった中であって、まだ40年、さらに先ほど部長がおっしゃった設計、施工を考えると6年

程度というふうになりますと、まだ建築四十六、七年となっても、RC構造の建物は補修、改修を続ければ使えたと、そういった建物でもあろうかと判断します。

一方、東苗穂小学校のグラウンド、さらには隣の東苗穂公園もそうですが、56水害等の大雨によって大きな水害を受けた地域にもなるのですが、伏籠川の洪水対策の貯留浸透施設がこのグラウンドにもつくられているということでもあります。

そういった洪水対策の機能を持ったグラウンドであったり、地域にとっては避難所という大きな大きな役割を持った施設でありますので、その後利用というのは地域にとって大変重要な課題になってまいります。

実は、この地域には集会所、町内会館が1か所あるのですが、かなり老朽化しておりますから、併せて閉館する児童会館も含めて後利用は大きな関心事になります。

そこで、今お話をした小学校の施設と併せて、閉館する伏古児童会館、東苗穂児童会館の後活用を含めて、今後の進め方についてお伺いいたします。

●長谷川まちづくり政策局都市計画部長 学校施設の跡地活用についてお答えいたします。

教育委員会が中心となり協議を進めてきた学校配置検討委員会では、閉校する東苗穂小学校の後活用について、高齢者や子どもを中心に人々が集える場所や避難場所の確保といった視点が重要という意見をいただいております。

今後につきましては、東苗穂小学校の閉校時期が見通せた段階で、併せまして閉館となる伏古児童会館及び東苗穂児童会館も含め、将来的な公共利用の有無を確認し、公共利用が見込まれない場合には売却を前提とした検討を進めていく考えであります。

また、この地域の洪水等による水害への対策につきましては、被害を防止、軽減する観点から、下水道河川局にて検討を進めているところであり

ます。

とりわけ、小学校につきましては、緊急時の避難場所や体育館の開放など、地域に開かれた施設の側面もあることから、地域の理解を得ながら後活用の取組を進めていくことが重要と考えております。

売却する際には、地域と対話を重ねながら売却条件を設定することにより、地域の意見を踏まえた民間事業者による後活用が図れるよう検討を進めてまいります。

●**五十嵐徳美委員** 都市計画部長にお話しいただいたのは、小学校、中学校の統廃合、優しい言い方をすると再編ですね。そうであっても、今言うように、後利用であったり、または、そういった施設整備は他部局にまたがっておりますから、ぜひ、この問題は全市で横断的にきちんと連携を取りながら対応していただくことを求めています。

いろいろな地域にいろいろな学校があるのですが、この地域は、先ほどから出てくるように、伏古本町地区、札幌地区という二つの名称が出てきます。すなわち、二つの連合町内会が重なったエリアに東苗穂小学校ができています。伏古小学校というのは、伏古本町連合町内会の中のエリアにある一つの小学校であります。連町の境目の真ん中に小学校があるものですから、今回の検討委員会においても、双方の役員さんが出て、ふだんなかなか接触がない中でも真剣に議論をして今日に至ったという背景があります。

意見書の中に、新しい校名がいずれ出てくるだろうと。伏古のほうの方にとっては伏古という名前を残せ、東苗穂の方は東苗穂という名前を残せ、そのようにそれぞれが主張します。ある議員は、両方入れろという方もおります。そうすると、伏古東苗穂小学校と言うのか、いや、俺が先だ、東苗穂伏古小学校と言うのかという議論にもなりかねないのですが、ある意味、再編成をするときに、前例においては、様々な学校が新しい校名、特に、中央区の資生館小学校というのは新し

い時代をつくる名称になったという一つの事例かと思うのですが、こういったことをしっかりと冷静に。

僕は、日比野課長とやり取りをするときに、子どもたちに聞けと。今いる子どもたちも卒業して同窓になります。でも、これから入る小さい子も含めて、子どもたちの意見を、先ほども子どもの意見を聞けという話がありましたけれども、もちろん、歴史を知っている地域の方々の意見も大事であります。子どもたちに自分たちの通う学校についても関与させるということはとても大事な要素ではないかと思っております。改めて、こういう一つの事案が、一つの部局ではなく、全市横断的にしっかりと全員が我が事のように取り組んでいただくことをお願いして、質問を終わります。

●**成田祐樹委員** 私からは、中学校における部活動指導員の配置と今後の方向性について伺います。

札幌市内には、二つの分校を含めて98校の中学校があり、義務教育学校と中等学校の前期課程を入れると、ちょうど100校、人数にすると約4万5,000人弱の中学生が勉強や部活動などに取り組んでいると伺っていますが、令和5年度のデータだと、運動部の部員数は2万363人で約46%、文化部では7,164人で約16%、合わせて全体の62%以上もの生徒が部活動に励んでいると聞いております。

部活動は、単にスポーツや文化活動を楽しむだけに限らず、友人との関係を深めたり、体力や規律などを身につけていくことで、大人へと一歩ずつ成長する場としても大変重要だと思っております。

しかしながら、昨今では、部活の指導に当たる教員が年々少なくなっているとの報道も多く出ており、部活動の数そのものが以前より減ってきていると伺いました。

市内では、今年の春には50名近い部員が在籍しているながらも、顧問が他校への異動によって不在

になったことにより、4月には保護者や生徒の間で不安の声が出ていたということを知りました。

特に、これまで部活を続けていた2年生や3年生にとってみると、中体連や中文連などの大会を目標としていたものが、顧問不在による部活の休止によって目標を見失ってしまうおそれがあるなど、部活動休止というのはその影響が大きいものと考えます。

現在、札幌市では、部活動指導員の配置などを順次進めていると聞いておりますが、そのような中で、顧問がいなくなった全ての部活に対して指導員を配置できているのか、その実態が気になるところです。

ここで、お伺いしますが、去年から今年にかけて部活動指導員の配置について、現状はどのようなになっているのか、まずは見解をお聞かせください。

●喜多山児童生徒担当部長 昨年から今年にかけて部活動指導員の配置状況についてでございます。

部活動指導員につきましては、配置を希望する中学校における必要性等について教育委員会において確認した上で、専門的指導の充実及び教員の負担軽減等の趣旨から配置しているところでございます。

令和5年度においては、68名を配置していたところ、今年令和6年度は、現在のところ、中学校54校に合計80名を配置している状況です。

80名の内訳としましては、運動部に62名、文化部に18名を配置しており、種目といたしましては、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス等、比較的規模の大きな部活動に多く配置しているところでございます。

●成田祐樹委員 今、お答えいただいて、顧問がいなくなったところで、希望があった全ての部活に対して指導員を配置できているのかというふうにお伺いしたのですが、その回答が抜けています。委員長、確認していただけますか。

●喜多山児童生徒担当部長 全ての部活動につきましては配置できていないという認識でございます。

●成田祐樹委員 私の調べたところ、全ての部活動に配置できていなかったところがあったというふう聞いております。

今、お答えいただきましたけれども、部活動指導員の希望があった学校に対して全て満たされているわけではなかったと。希望どおりの配置がかなわなかった学校には、教員が無理をして部活の顧問を期間限定で受けているという話も聞いておりまして、部活をなくして生徒を失望させるまいと頑張ろうとする教員の良心の呵責を利用するようなやり方を、私は健全であるというふうには思っていないです。

市教委が昨年7月に行った部活動の地域移行に関するアンケート調査では、556名中166名の教員が、その種目、競技等に従事したことも指導経験も両方ない中で部活動を引き受けているという現況もあり、また、部活動指導を引き受けている9割の先生方が負担に感じているとの回答結果が出ておりました。

その理由として考えられるのは、学校の小規模化による1校当たりの教員数の減少や授業の準備や複雑化している生徒指導への対応に追われているということのほか、先生方自身の時間も割かれて現在進んできているワークライフバランスの流れにもそぐわなくなっているなど、様々な要因が重なってきているという点も大きく考慮しなければならないと思います。

そのような状況を勘案すると、教員の負担軽減からも、また、部活動に励みたいという生徒の希望を考えても、部活動指導員については、しっかりと人数を確保するとともに、増員を図っていく必要があるかと思えます。

しかし、その一方で、部活動指導員は原則1名であることから、50名を超えるような人数であってもたった1人で指導しなければならないことや、会計年度任用職員であるがゆえに1年ごとに

担当する学校が替わってしまう可能性があるなど、継続性が担保されるのかも大変気になるところです。

ここで、お伺いしますが、部活動指導員を増員していく必要があると思うのですが、まずはそれをどのように考えているのか、また、大人数を指導する負担や指導員の継続性についてもどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

●喜多山児童生徒担当部長 部活動指導員増員の必要性及び大人数を指導する負担や指導員の継続性についてのご質問でございました。

部活動指導員につきましては、開始当初の令和元年度に9名を配置して以降、学校のニーズ等を踏まえながら、年々、増員をしているところでございます。

一方で、部活動の設置数や教員の専門性等の現状からは十分な配置状況とは言えないため、部活動の規模や学校ごとの課題等の様々な観点を踏まえながら、適切な配置ができるよう、今後も検討を進めてまいります。

また、部活動指導員の配置につきましては、継続性を重要な要素の一つとして考慮しながら、可能な限り同一校へ配置しているところでございます。

●成田祐樹委員 その継続性の話が聞けたことは大変よかったと思っております。

しかしながら、一方で、大人数の話が出てきたときに、どうしても一律で1校に1人という感じなので、50人を全員指導できるのか、また、大会のときに部活動指導の先生の調子が悪くなるということになると、誰もその大会に引率できなくなってしまっていて、大会そのものに出られないなんてこともあり得るわけです。普通の部活だったら、副担当というか、フォローしてくれる先生がいたりするのですが、任されてしまうと今度は任されっ放しで、そういったフォローもできてないところを私は非常に気にしております。

人数が少なくなって、やむを得ず部活が成り立

たなくなってしまうというところもあるかと思うのですが、こういう希望者の多い部活については維持できるように、ぜひ、部活動指導員の増員、または柔軟性、継続性についても十分に考慮することを願いたいというふうに思っております。

さて、部活動指導員の増員について、私は、現時点では強く要望しておりますが、この仕組みが長く続くというふうに思っておりませんで、いずれ課題が生じると考えております。

先ほども申し上げましたが、札幌市が今年の3月27日に開催した令和5年度第2回部活動地域移行及び地域スポーツ・文化芸術活動の機会確保に向けた検討委員会の資料においては、令和5年度は46校の68部活に68人の部活動指導員を配置、この平均年齢が62歳、さらには、全体の4分の3が60歳以上という少しいびつな状況で、外部指導員の多くを定年退職者などに頼っている状況が想定されるということです。

4分の3が60歳以上なので、そのうちの半分ぐらいが70代というふうに出ているのです。ということは、20代ぐらいの非常に若い指導員の方もいるけれども、4分の3が60歳以上ですから、平均は62歳だけれども、中央値にすると65歳とか66歳ぐらいの非常に偏った状況かなと思っています。

あわせて、横浜市の指導員の年齢層が散らばっているデータと比べてみると、非常に対照的なデータでした。指導の時間が平日の夕方2時間ということで、日常的に仕事をしている人にとっては難しい時間帯でもあり、報酬も時間当たり1,500円程度と決して高くないことなどから、現役世代の指導者の参画が難しく、現状では教員などの定年退職者で部活動指導経験者を多く採用しているのではないかと察しているところです。

確かに、この方法では、一時的に指導者を工面できるかもしれませんが、長くは続かないと思います。そもそも、現時点で部活動指導ができる現役教員が年々減っているのであれば、それに比例

して定年退職後に指導できる人が年々減っていくことは容易に予測できます。将来的に指導者が先細りしてしまうことが予測され、長期的な視点で見ると、続かなくなってしまうのではないかと大きく懸念をしているところです。

今は一時的に工面できても、この先の部活動指導員の在り方を考えていかなければ、持続可能な体制には結びつかないのではないかと思うのです。

そういった点をもろもろ考えると、部活動の地域移行をもう一步踏み込んだ形にしていく必要があるのではないのでしょうか。

そのためには、現時点で主流となっている部活動指導員の短時間雇用にとどまらず、部活動指導員が地域スポーツクラブを設立するような体制、もしくは、既存のスポーツクラブにおいて、部活動指導員を請け負っているところが空いている時間の体育館などを利用して、部活動指導だけではなく、他のスポーツも指導できるような仕組みをつくるべきではないのでしょうか。

指定管理者制度などを利用して部活動指導と体育館の施設管理などを任せ、収益の一部を学校に還元するような他都市でも行われているスキームを検討していくことも考えたほうがよいのではないかと思います。

先ほども取り上げましたが、市教委が昨年7月に行ったアンケート調査結果では、休日の学校部活動が地域のスポーツ・芸術文化団体の活動に移った場合、お子さんに参加してほしいかという項目については、小・中学校共に97%近い保護者が参加してほしい、もしくはどちらでもよいという回答をしており、かなりの理解を得られていると感じております。

また、これまでも、文科省は、地域との関係を踏まえた学校施設の利用について見解を出しておりますし、令和2年3月にスポーツ庁が発行した学校体育施設の有効利用に関する手引きでは、一例として、指定管理者制度等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該

団体の安定的、継続的な運営の促進などについて書かれており、そのほかにも様々な事例が掲載されているところです。

国が大きく部活の地域移行と学校施設の活用の仕方という点に提言をしている現状を踏まえると、札幌市もこれらについて深く考えなければならない時期に来ているのではないのでしょうか。

指定管理者制度を導入するためには、学校の利用について条例改正をする必要もありますし、地域スポーツクラブへ学校施設の管理も委託するのであれば、現在、学校開放などを一律で管理している札幌市スポーツ協会への委託を一度白紙に戻すくらいのことを考えなければ前に進まないと思います。

持続可能な部活動指導の体制をつくるためには超えなければいけないハードルではないのでしょうか。

ここで、お伺いしますが、部活の地域移行に際して、学校施設の利用の在り方について検討及び調査をしていく必要があると思いますが、市教委の見解をお聞かせください。

●喜多山児童生徒担当部長 学校施設の利用の在り方についてのご質問でございました。

国が示す部活動地域移行のガイドラインにおいては、部活動の受皿となり得る地域クラブ活動の活動場所として、地域団体、民間事業者等が有する施設だけではなく、学校施設を活用することが示されているところでございます。

一方で、学校施設につきましては、部活動での利用のほか、市民の自主的なスポーツ・文化芸術活動の促進を目的とした学校開放事業により、市民からも幅広く活用されているところであり、地域クラブ活動で活用するための新たな仕組みの導入につきましては、多くの関係者の理解と協力の下、検討が必要と認識しているところでございます。

今後は、部活動指導員のさらなる活用のほか、学校施設活用の在り方も含め、学校部活動が生徒にとって望ましい活動となるとともに、生徒の

ニーズに応じた多様なスポーツ、文化芸術に親しむことができる機会の確保に向けた検討を一体的に進めてまいります。

●成田祐樹委員 この問題も、今、お答えいただきましたけれども、本当に他部局にもわたるような案件だと思います。

先ほど、五十嵐委員がおっしゃっていましたが、この問題も全市横断的にぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますし、学校の利用に関しては、動線のつくり方、どうやって分けるかとか、かなりいろいろな課題があるということも重々承知はしております。しかしながら、今のスポーツ協会に横割りというか、全てを一律に管理させるというやり方だと、学校ごとに使うということになかなかないのではないかと考えているわけですね。学校ごとに地域の団体にお任せするというのを考えていいと思っておりますし、それは、単に管理を任せるというだけではなくて、防災の部分でも結構影響してくると思っております。

例えば、災害があったときに、体育館は誰が管理していくのか、実際は学校の教員が災害があったときにそういった体育館の避難所まで管理しなければならないということがありますけれども、この体育館の運営を外部に任せておけば、いざ震災などがあったときに、今度、そこではスポーツのクラブ活動ができなくなるわけですね。代わりに業務委託をして、災害時にはそちらの運営をお願いしますということができたり、そういったことで有事の際の教員の負担軽減が可能だと思っております。

これらについては、いろいろな調査をしなければならないと思っておりますし、もしやるとしたら条例改正をしなければならないので、議会側への説明、最終的には議会の議決が必要になると思っておりますので、ぜひ様々な調査をしていただいて、持続可能な体制をつくっていただくことを求めまして、質問を終わりたいと思っております。

●米倉みな子委員 私からは、アイヌ民族について学び、理解を深めるための教育の推進につ

て伺います。

札幌市の総合計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは、重要概念として、ユニバーサル（共生）を掲げており、誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながることが重要であるとされています。

教育委員会においては、人間尊重の教育を学校教育の基盤に据え、多様性を尊重することを大切にしており、子どもの権利や心のバリアフリーなど、様々な人権課題について理解を深める取組を進めているとお聞きしています。

特に、アイヌ民族について学び、理解を深めるための教育については、これまでも教職員向けのアイヌ民族の歴史・文化等に関する指導資料を発行し、子どもたちへの指導の参考として活用することを促しているとのことでもあります。また、2020年3月には、この資料を改訂し、第6集として発行したと聞いています。

そこで、質問ですが、指導資料第6集が作成された経緯と学校での活用方法について伺います。

●佐藤学校教育部長 指導資料第6集作成の経緯と学校での活用方法についてお答えいたします。

本指導資料は、学校におけるアイヌ民族に関する指導の充実に資するため、アイヌ民族の方々や学識経験者などの協力を得て発行してきたものでございます。

令和元年にアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が施行されましたことや、これまでの指導方法に関する研究成果も踏まえまして、個性や多様性を尊重しながら共生する社会の実現に資する資料として改訂しまして、令和2年に第6集を発行したところでございます。

各学校においては、指導計画の作成や事業を行う際に、本資料に掲載されている指導事例や体験的な活動、関連施設の情報などを参考として活用しているところでございます。

●米倉みな子委員 本市において、指導資料を

活用し、アイヌ民族について学び、理解を深めるための教育の充実に努めていることが分かりました。

2019年、初めてアイヌ民族を先住民族と明記した法律が整備されるとともに、2020年、白老町に民族共生象徴空間ウポポイが開設され、様々に活用されていると聞いています。学校教育においても、アイヌ民族についての学習に関する情報をアップデートしていくことが重要だと思います。

指導資料第6集においても、発行から4年が経過しており、新たな情報を加えるなどして、教職員が活用し、子どもたちにアイヌ民族の歴史や文化を伝えていく上でさらに充実したものにしていくことが必要と考えます。

そこで、質問ですが、今後、指導資料をどのように充実させていくのか、伺います。

●佐藤学校教育部長 指導資料の充実についてということですが、指導資料について、学習指導要領の改訂や教科書採択などの時期を捉えて内容を見直し、充実することは必要であると認識しております。

昨年度から今年度にかけて、小・中学校の教科用図書が採択替えとなったことから、第6集の内容を補足するなど、よりよい資料の活用について検討していく予定でございます。

今後も引き続き、アイヌ民族の方々や学識経験者などの協力を得ながら、必要に応じて資料の情報を更新していくことで、アイヌ民族の歴史と文化等に関する理解を深める指導の充実につなげてまいります。

●米倉みな子委員 私は、知り合いのアイヌ民族の方から、生まれ育った地域によって文化などが少しずつ違うとお聞きしています。指導資料の内容の充実に向けては、多様なアイヌの人々にお話を伺いながら検討していただければ、アイヌ民族が歩んできた歴史と文化への理解がより深まる資料となるのではないかと考えます。

教育委員会に対しては、アイヌ民族の歴史や文化を子どもたちに分かりやすく伝えるとともに、

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、日本に暮らす全ての人々が互いに人格と個性を、また、人権を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげる教育を今後も進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

●村松叶啓委員長 以上で、第1項 教育委員会費等の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、議案第1号中関係分の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月30日水曜日午後1時から、討論及び採決を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

散 会 午後5時7分